

特集

地方公共団体財政健全化法の本格施行に向けて

- 「寄稿1」自治体財政の健全化と健全化法制・公会計改革との関係……………16
関西学院大学教授 ● 小西砂千夫
- 「寄稿2」地方公共団体財政健全化法の本格施行と自治体の取り組み……………20
総務省自治体財務調査課長 ● 諸橋省明
- 「寄稿3」地方公共団体財政健全化法で自治体経営をどう変えるか……………23
有限責任監査法人トーマツ ● 森田祐司
- 「寄稿4」新地方公会計制度導入による浦安市の取り組み……………26
浦安市長 ● 松崎秀樹

■とっておき！ 美しい都市の景観……………3

宇和島市（愛媛県）「宇和島城」

■食から考える カ・ラ・ダいきいきライフ（服部幸應 監修）……………4
残暑に効く！ シンプルにして滋味深い秋の一品 秋ナスの田楽

■市長座談会……………5

「これからの都市経営」——青年市長に聞く（その5）——
座談会出席市長 ● 山中光茂・松阪市長／倉田哲郎・箕面市長／
井原健太郎・柳井市長／福原慎太郎・益田市長
司会・コーディネーター ● 細野助博・中央大学総合政策学部教授

動き

- 世界の動き／新疆ウイグル自治区でも大暴動—中国 時事総研客員研究員 ● 金重 紘……………30
- 政治の動き／新政権で「命と財産」の奪還を 「遺稿」 政治評論家 ● 細川隆一郎……………32
- 経済の動き／負担と給付 東京大学大学院教授 ● 伊藤元重……………34
- 自治の動き／政権公約の安請け合い合戦 ジャーナリスト ● 松本克夫……………36
- マイ・プライベート・タイム……………44
まちを見つめる目で絵を描く 石狩市長 ● 田岡克介
- わが市を語る……………46
◆日本で一番住みたいまち塩竈を目指して 塩竈市長 ● 佐藤 昭
◆「活き活きしようそう」を目指して 市民協働を柱にまちづくりを推進 常総市長 ● 長谷川典子
◆「伝統と創造、粋なまち桐生」の実現を目指して 桐生市長 ● 亀山豊文
◆市民協働のまちづくり推進を図る 瑞穂市長 ● 堀 孝正
◆風格都市栗東の再構築を目指して 栗東市長 ● 國松正一
◆悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市—葛城— 葛城市長 ● 山下和弥

■歴史に見る リーダーと、それを支えた人たち……………60

関ヶ原の敗戦で収入が四分の一に——上杉家と直江兼続（六）——作家 ● 童門冬二

■編集後記……………62

市政ルポ……………38

鳥羽市(三重県)
小さくても真珠のように輝き
笑顔はじけるまちを目指して

鳥羽市長 ● 木田久主一



人……………11

都市と対極にある価値残したい

早稲田大学教育・総合科学学術院教授 ● 宮口侗迪さん



「これからの都市経営」 —青年市長に聞く(その5)—



福原 慎太郎
ますだ
益田市市長(島根県)



井原 健太郎
やない
柳井市長(山口県)



倉田 哲郎
みのお
箕面市長(大阪府)



山中 光茂
まつさか
松阪市長(三重県)

司会・コーディネーター

細野助博

中央大学総合政策学部教授

当選回数はいくつもの、意欲あふれる若手市長にお集りいただき、都市経営についてのビジョン、抱負を伺う座談会「これからの都市経営」―青年市長に聞く―。5回目となる今回も、エネルギーギッシュかつ、従来の概念にとらわれず都市経営に取り組む山中光茂・松阪市長、倉田哲郎・箕面市長、井原健太郎・柳井市長、福原慎太郎・益田市市長にお集まりいただき、市長を目指した経緯や、都市が抱える課題とその対応策、市民協働の視点での行政の在り方、市長としてのリーダーシップなどについて、幅広くご議論いただきました(本文中の役職名・敬称は一部省略しています)。

日々の生活の中の「当たり前の幸せ」を感じられるまちをつくりたい。



山中 光茂
大阪市長(三重県)

私が市長を目指した理由

細野 近年は、年齢が若い首長が次々に登場しています。若さならではの行動力やそのリーダーシップが住民たちに支持されてのことでしょう。本日は、30代の市長にご登場いただきました。それでは、まず市長を目指された経緯やその思いについてお話しただきたいです。

山中 実は私はもともと政治家を目指してきただけではありません。政治家の卵ばかりが入る松下政経塾に私も入塾しましたが、その中では異色の存在でした。当時から政治活動や選挙活動にかかわったことはほとんどなかった。

しかし、今、振り返ってみても、まさに激動の日々でした。何しろ、出馬を決めたのは1月の下旬で、選挙日は3月1日。1カ月余りの準備期間しかなかったわけです。その中で、独自にマニフェスト「柳井ニューディール」を作成し、選挙戦に臨みました。議員経験も行政経験もない、本当に普通の34歳の1青年ですが、たとえ実績がなくても、しがらみを一切持たず、市民の目線を持って活動できることが私の強みでした。市長になった今も、常に素人の良さ、市民目線を生かして、市政を運営していきたいと考えています。

福原 私は高校まで地元の益田市で過ごし、大学卒業後に自動車会社に勤務。その後3年間松下政経塾で勉強しました。実は私も、山中市長と同様、もともと政治家を目指したわけではありませんでした。政治家は汚い、この職業だけは就くものではないと思っていたくらいです。ただ中学生のころからふるさとに尽くしたいとの思いがあり、その実現のためにも、やはり市長の道を目指さなければと考え直しました。最初の市長選挙に出馬したのは31歳のとき。このときは駅前ビルの再開発が選挙の争点で、落選しましたが、次回選挙にも出馬し、当選することができました。

益田市は非常に歴史もあり、自然も豊かで、特産物も豊富にあります。しかし、あまりにも恵まれ過ぎたせいか、過疎化が進んでいる一方で、どこかのんびりとして、危機感がな残しているように、さまざまな改革が必要だと考えています。

たほどです。

そんな私のライフワークは途上国で医療ボランティアに従事すること。地球の裏側で起こっている問題や、その痛みについても自分のこととして感じられる人間でありたい。これが私の原点です。実際に二度ほどアフリカへ赴き、医師としてさまざまな人の痛みに触れてきましたが、やがて途上国ばかりでなく、自分の身近な社会の中にも多くの痛みや声なき声があることに気がきました。そのような痛みや声に対して、自分は何ができるのか。その解決策の一つが、たまたま政治の世界にあつたわけです。

市長に就任してみてもあらためて感じるの、やはりその役割の大きさ。市長としての私自身の発言や行動、判断そのものが市民の幸せに直接つながっていることを切に感じます。

倉田 私はもともと郵政省(現総務省)の職員でした。一企業のためというより、広く社会全般を支える仕事をしたい。それが国家公務員を目指した動機です。総務省では情報通信政策に携わりましたが、私が何より大切にしていたのは、ユーザーとしての視点でした。国のルールを決める立場であると同時に、自分一人の国民であり、ユーザーでもある。使い手としての私が不便だと感じたり、問題と感じたことは、国民の皆さんだって同じように感じているはず。そのような思いで、迷惑メール対策など、さまざまなプロジェクトを担当してきました。

そんな私が、出身地でもない箕面市とご縁を持ったのは平成15年からです。この年、総務省から箕面市の政策総括監として出向した

これまでの概念をガラッと変えてみる

細野 市長としての心構えや熱意についてお話しいただきました。それでは、現在市長に就任されて、具体的にどのようなまちづくりを展開しているのか。その点をお話してください。

福原 私は今こそ文明の転換期ではないかとの問題意識を持っています。近年の環境問題、あるいは金融危機を発端とする世界的な大不況などに直面してみると、その思いはますます強くなってきていますね。つまり、もはや世界的に見ても近代以降の物質文明が限界を迎えていると感じざるを得ないのです。

だからこそ、これからのまちづくりは、開

生活者としての視点を生かせる地方行政に大きな魅力を感じました。



倉田 哲郎
箕面市長(大阪府)

のがきっかけで、平成18年まで勤務しました。行政の最前線である市役所で仕事をし、すぐに「自分がやりたかったのはこれだ」と実感しました。一生活者、一ユーザーとしての視点を普段から生かせる地方行政に大きな魅力を感じたわけです。その後、総務省を退職し、意を決して、箕面市の市長選挙に出馬して、市長に就任しました。

井原 私は皆さんと違って、小学生のとき、足尾鉍毒事件に携わった田中正造のエピソードを教科書で読んで感化されて以来、政治家になりたいという夢を持ち続けてきました。大学を卒業すると、国会議員の事務所に入り、5年間秘書として務めました。社会人の経験がないものですが、分らないことばかりでしたが、秘書時代からずっと自覚してきたことがありません。それは、自分一人の力には限界があるし、できないことも多い。しかし、



多くの方にかかわってもらえれば、より大きなこともできるし、成果も上げられるというものです。市長という立場で、多くの人の協力を得て、皆で協力してまちづくりを進めたい。地方行政の場でその役割を果たしていきたいと考えて市長選挙に出馬しました。

発によって豊かさを求めるのではなく、元からある自然など、まちの資源を生かしていくことが必要なのではないかと考えています。私が掲げた目標は非常にシンプルで「一流の田舎まち」を目指すというものです。二流、三流の都会を求めずに、田舎の良さを生かしたまちづくりを取り組んでいます。

山中 私も同感です。田舎には田舎の良さがあります。過度にムリをして華やかさを求める必要はありません。開発やハコモノ整備はかりを重視せず、福祉や保育、教育を充実させ、地味でも安心して暮らすことができる魅力的な田舎まちをつくること。そんな日々の生活の中で「当たり前の幸せ」を誰もが感じられるまちづくりを行っていきたくと思います。

現在、全国の都市で「中心市街地活性化基本計画」が策定されていますが、大阪市ではあえて計画を国に提出しないことにしています。計画を立てると、国から支援を受けられますが、どうしてもハコモノ整備や開発を前提にした計画になってしまう。それが市民の幸せにつながると思えないからです。

井原 柳井市は交通アクセスは良くないし、大手企業の立地が進んでいるわけではありません。実際、私の元にも大規模道路の建設など、さまざまな要望がありますが、果たして道路ができ、新幹線が通ると、まちが潤うのか、大いに疑問です。

福原市長は一流の田舎まちとおっしゃれましたが、柳井市も目指すところは同じです。ただ、そのような思いを市長である私一人が持つだけでは不十分です。多くの市民と思いを共有し、一丸となってまちづくりを進める



福原 慎太郎
益田市市長(島根県)

二流、三流の
都会を求めずに、
「一流の田舎まち」
を目指しています。

字化することができました。
福原 多くの地方都市で共通しているのは危機感がないということでしょうね。これまで改革をしなくても国から多額の支援があったし、公共投資も割り振られてきました。だから、何とか持つてきた面があるのですが、これからは困っても国が助けてくれません。私は選挙中からずっと「市職員半減、サービス倍増」を訴えています。もはや厳しい財政事情を考えると、税金をアップする以外、行政がこれまで通りすべての事業を担うことはできません。まずは市民にその現状を知ってもらいたいですね。

細野 市民との協働が重要性を増している昨今ですが、その仕組みをどのように構築されていますか。具体的にお話してください。
井原 柳井市では週に1回「市民の皆さんとの意見交換会」を実施しています。市の重要施策や私が掲げたマニフェストなどについて意見交換を行う場です。私が目指しているのは市民の市政への積極的な参加。だからこそ、意見交換会は市民対行政、市民対市長という対立の図式ではなくて、市民同士でこのまちをどうしていくかという視点で議論し合う場に

市民との協働の仕組みの構築の仕方は

福原 益田市でも4月1日付で機構改革を行いました。経営企画部、市民サービス課、都市デザイン課、文化交流課などを新設し、より市民サービスを充実させていきたいと考えています。

倉田 市役所内の改革も重要ですね。箕面市では民間の視点で市を売り込む「箕面営業課」を設置しました。さらに、その課長をはじめ、民間企業経験者4名を中途採用しました。行政組織に大きな変化をもたらしてほしいと思います。また、駅前や観光エリアの再整備などのプロジェクトについては、部局横断型のチームも編成し、ここを中心に施策を展開しています。

今後は行政の守備範囲を集約化、縮小化して、今後は行政にしかできないものだけを行い、民間ができるものは民間に委ねていくつもりです。そのためにも、民の力を発揮できるような仕組みづくりを進めていきたいと考えています。



していききたいのです。専門的な知識や情報も必要ですので、もちろん行政の果たす役割もありますが、あくまでも主役は市民だと考えています。
山中 従来、大規模事業を行う際には、ある程度計画が固まった段階で、市民

倉田 行政の専権事項だった予算編成についても、市民参加が必要になってくると思います。編成過程の段階で市民に公開して、大いに議論する。その声を反映させて議会に提出するということも、考えられますね。
また、そのほかの施策についても積極的な情報提供が必要です。箕面市では部長以上の役職は皆ブログでの発信を義務付けて、正確・迅速な市政情報を市民に伝えています。
福原 これまで行政は情報を市民に知らせよ

でも、その素晴らしさは暮らしている市民にとっては当たり前過ぎて、なかなか実感できていない。そのために、満足感も持っていないし、外部への都市PRも怠っていました。外様ゆえにまちの素晴らしさが見える私は市民に対して「本当に箕面市は素晴らしい都市です。誇りを持ってください」と常に申し上げています。併せて、住宅都市、観光都市という特徴をさらに生かすために、積極的に市外へのPRを進めています。
福原 やはり、その市独自の特徴を知り、その上でまちづくりを展開すべきでしょう。私はそのためにも「人間的な面」「経済的な面」「視覚的な面」から一流の田舎まちづくりを進めて

ことが必要だと思っています。一流の田舎づくりを市民と共に進めるためにも、その前提となるのが、郷土への誇りでしょう。しかし、これが足りないんですね。温暖な気候、海や山に恵まれた自然など、他に誇れるいいところがたくさんあるのに、それに気付いていないために、誇りや愛着どころか、さまざまな不満が噴出している状態です。これは精神衛生上も良くありません。まずは、柳井市の良さや資源を伝えること。これも政治の役割であり、まちづくりを行う基盤になると思います。
倉田 箕面市にとって私は外様。しかし、外様だからこそ見えるものもあります。箕面市は大都市で働くサラリーマンが多いベッドタウンです。住み良い住宅都市というブランド力もあるし、大都市に近接しながら、箕面大滝など観光資源も豊富に抱えた観光都市という側面もあります。

政治家は
小学校以来の夢。
多くの人の協力を
得て、まちづくりを
進めたい。



井原 健太郎
柳井市長(山口県)

いきたいと考えています。人間的な面は、皆さんもおっしゃるように、地域に誇りと自信を持ち、生涯現役で健康に暮らすこと。「経済的な面」では地域の生活文化や資源をものづくりや交流などに生かして、経済的にも発展すること。「視覚的な面」では田舎の原風景を大切にしたい。景観まちづくりを進めること。この3点を具体的に進めています。
財政問題にどう対処するか
細野 独自のまちづくりを行う上でもどうしても避けて通れないのは、財政問題です。全国的に厳しい財政状況を抱えた都市が多いと

思いますが、財政問題についてはどのようなように考えてでしょうか。
山中 田舎の良さを生かすまちづくりとは、「足るを知るまちづくり」と言い換えることができます。
つまり、税収やまちの規模、特徴に見合ったまちづくりを進めるということです。その前提となるのが財政やコストへの意識です。松阪市では今年の8月から全国で初めて、リアルタイムで市の債務残高が表示される借金時計を市役所内へ設置します。職員はもとより、市民も財政への関心を高めていただきたいと思いますね。
倉田 箕面市ではここ数年、歳出に対し歳入が不足する歳出超過の状態でした。基金の取り崩しなどで補ってんしてきましたが、数年で底をついてしまうことが予測されていました。この不健全な状態から脱却するために、市長就任以来、徹底的な行政財政改革を進展させ、収支均衡を目指してきました。平成25年度までに総額273億円の財源不足を解消するという大改革ですが、赤字体質を抜本的に変えていくため、妥協はできません。
蛇足ですが、改革の推進に当たって、自分の若さは非常に武器になっています。経験が浅く、知識がないからこそ「分からないから教えてください」と率直に聞くことができます。それぞれの事業について、一つひとつその経緯や経過を粘り強くただせるのも若さゆえでしょう。すべて表に出し、自分の感覚で「これはおかしいのではないか」というものについては、徹底的に議論を行い、圧縮・結びつける。その成果として6年ぶりに経常収支比率を黒



細野助博
(中央大学総合政策学部教授)

うとしない。市民も知ろうとしない。そのような傾向がありました。現在はやはりブログなり、ホームページなりで情報を積極的に伝えていくことは重要です。

また市民の声を職員が知ることも大切です。「市長への手紙」の内容も庁内会議で全部共有しています。

リーダーシップをどのように発揮するか

細野 近年は市民の意見も多様化、複雑化しているといわれています。調整も必要になるし、政治的な落とし所をどこにするのかについても考えなければなりません。政治的なリーダーシップを発揮するために心掛けていくことについて、お話しください。

山中 市民の声をまずはじっくり聴かせていただくのが基本です。そうして、率直に判断させていただき、結果責任を取る。これに尽きるところです。そのためにも、私自身がぶれては絶対にいけないと、これだけは戒めていますね。

また、自分の判断の基準や行動なども毎日ブログで明らかにしています。その基準に従って政治活動を行い、それを市民に評価してい

ただ。これが私なりのリーダーシップの在り方です。

倉田 意見が対立したり、複数の意見が出たときに、それを解決するのが行政の役割の一つです。まずは、それぞれの意見に耳を傾ける必要があります。聴いてみると、その表れ方は異なっているものの、共通した問題意識を持っているという場合もある。一歩立ち止まって相手方の意見をくみ取って、最適な解決策を提示するのが大事だろうと思います。その意味でも説明と説得は大切ですね。

ただ、最終的にはどうしても妥協できないという部分もあります。その際には腹をくくって判断をする。そのような断固とした態度も重要になってきます。

井原 例えばA、B、Cという3つの意見があったら、当事者の皆さんに、なぜAなのか、なぜBという考えに至ったのか。なぜCという考えなのかを話してもらおう。それを多くの関係者・市民と聞いて、その上で市長が判断する。そのような透明性を確保するオープンな場が大切だと思います。リーダーに求められるのは決断力ですが、決断に至るまでの過程も大切にしたいと考えています。

福原 自分の価値基準をしっかりと判断すること。判断をした後は、しっかりと説明責任を果たすこと。これが政治家の責任です。先輩の首長に「次の選挙のことを考えなければ、かなりのことができる」とアドバイスされたことがあります。逆に言えば、次回の選挙を考えれば、大きな改革ができないということかもしれません。私自身も、選挙のことが頭をよぎることもありますが、リーダーシッ

プを発揮して、明確な判断、断固とした改革の方向性を示していきたいですね。

細野 ありがとうございます。それぞれ新しい発想やシステムを地方行政の中に取り入れていってほしいことがよく分かりました。共通しているのは、市民の声をよく聴くということですね。市民の意見を大事にしなから、新しい改革にも積極果敢に取り組んでいってほしいです。また、皆さん、あえて開発競争から距離を置いて、あえて田舎のまちづくりを展開されているのも印象的でした。これからは、市民と共に、魅力的なまちづくりに尽力されることを願っています。今日は長時間にわたり、ありがとうございました。

(平成21年6月3日、全国都市会館にて実施)
本コーナーは隔月掲載となります。次回は11月号に掲載予定です。



特集

地方公共団体財政健全化法の 本格施行に向けて

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(地方公共団体財政健全化法)は、平成20年4月から一部が施行され、同法に基づき平成19年度決算における健全化判断比率などの公表が行われています。さらに、平成20年度決算からは基準を超える団体は財政悪化の度合いに応じて、早急に改善に取り組むことになっています。今回の特集では、同法の本格施行に向けて、都市自治体の財政健全化に向けてのポイントや行財政改革推進の重要性、さらに公会計制度との関連について市長、関係省庁、有識者の方々にご寄稿いただきました。

寄稿 1

自治体財政の健全化と
健全化法制・公会計改革との関係

関西学院大学教授 小西砂千夫

寄稿 2

地方公共団体財政健全化法の本格施行と
自治体の取り組み

総務省自治財政局財務調査課長 諸橋省明

寄稿 3

地方公共団体財政健全化法で
自治体経営をどう変えるか

有限責任監査法人トーマツ 森田祐司

寄稿 4

新地方公会計制度導入による浦安市の取り組み

浦安市長 松崎秀樹

自治体財政の健全化と健全化法制・公会計改革との関係

関西学院大学教授 小西砂千夫



地方公共団体財政健全化法と財政健全化

本年度からの「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、健全化法という)の本格施行に伴い、平成20年度決算に基づく健全化判断比率などの公表が間もなく行われる。今回の公表結果では前年度から全体的に改善され、健全化団体は少数であり、再生団体は皆無か、ごく少数にとどまるとみられる。つまり健全化法を導入したものの、大半の団体は健全団体ということになる。

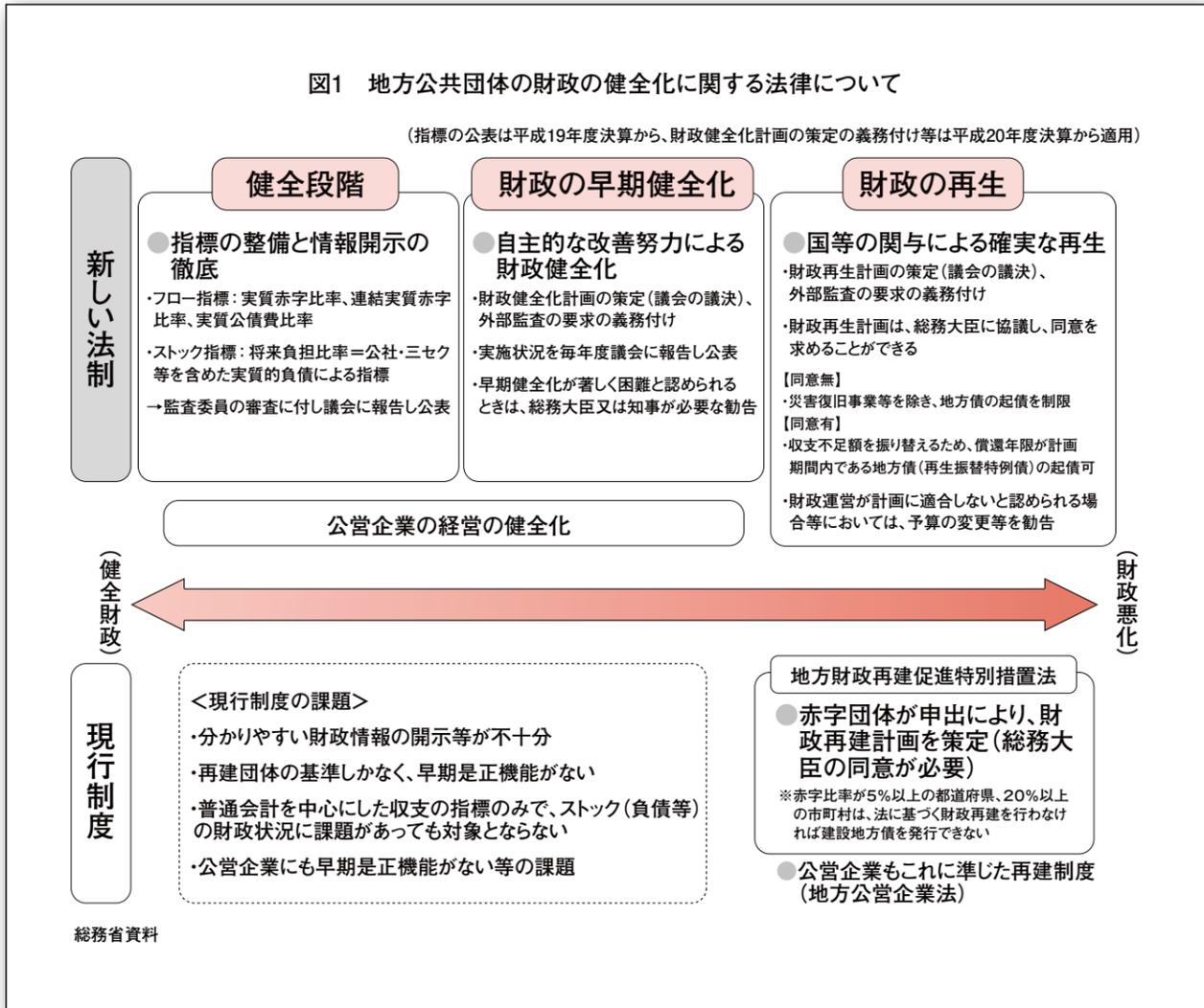
その一方で、本年度こそ地方交付税の増額があったので一息ついたものの、それ以前の持続的な地方財源圧縮の結果、多くの自治体は財政難の状態にあえいでいる。自治体の体感温度として財政状況が悪化しているにもかかわらず、健全化法で法に基づく財政健全化のスキームが適用される団体が少数しかないのはなぜであろうか。

健全化法で再生団体ないしは健全化団体になると、法が定めるスキームにのっとりて財

政健全化のルールが敷かれるので、いわば予算編成権という自治権の中でも最も重要な事項の一つが制限される。従って、自主的な財政再建ではとても改善されないと見なされる限り、健全化法による再生スキームの適用は、自治権への過剰な介入となりかねない。ある自治体の財政悪化は、住民の生活や地域経済へ甚大な影響を与えるばかりか、自治体財政全体への信用低下を通じて無用な財政負担をもたらすので、国が自治体の財政再建に関与する必要があるが、その適用は最小限にとどめるべきである。

このことは裏を返せば、健全化法で健全団体とされていても、財政状況が芳しくない団体はいくらでもあることを意味する。健全化法の健全団体は、総務省に健全であるというお墨付きを与えられたなどという錯覚は絶対にしてはならない。健全団体であっても、自らの財政指標を設定して財政状況を診断し、健全化のために不断に努力すべきである。

図1は健全化法のスキームを簡潔に説明す



る総務省作成の図である。健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つである。実質赤字比率は一般会計などの資金不足、連結実質赤字比率は全会計の資金不足の純計額であり、健全化法では基本的に自治体は資金不足が大きいかどうかをもって財政状況が悪化したと判断される。実質公債費比率はフローで見た負債の重さ、将来負担比率はストックで見た負債の重さを示している。負債の重さは資金不足をもたらす主要な原因であることから、これらの2つは資金不足が生じる「先行指標」にあたる。

自治体は財政状態が悪化すると、最終的に一般会計ないしは全会計純計で見た実質収支の赤字の状態に陥るので、資金不足を意味する指標とその先行指標によって健全化法の指標を設定するのは妥当である。しかし、最終的な悪化局面でなければ、財政状況は資金不足の形で表れるとは限らない。例えば実質単年度収支の赤字の状態が毎年度続いてい

も、基金が豊富にある状態では、実質収支は黒字である場合がある。実質単年度収支が黒字であっても、地方債の償還期間を長期にして目先の公債費を抑制した結果ならば、財政状態は健全とはいえない。実質収支の黒字が続いているとか、黒字が拡大していることが、財政状態が良いことを意味するわけではない。財政悪化の最終局面にない自治体が参考にできる健全化判断比率の財政分析への活用例は、例えば、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書(平成20年度)」「自治総合センター」などがある。

公会計改革との関連性

健全化法の制度設計・施行と、財務4表の作成・公表を柱とするいわゆる公会計改革は、そもそもは竹中総務大臣における地方分権21世紀ビジョン懇談会の検討事項に端を発していることもあり、ほぼ同時期に進められてきた。そのこともあって両者は表裏一体と受け止められることもあるようだが、関連性は相当あるものの基本的には違うものである。公会計改革は、財政状態の開示のツールを充実させ、資産・債務改革との関係でいえば売却可能な資産の把握に努めるなどの意義があり、その必要性は論を待たない。もっとも、財務4表による財政分析は、平成19年の自治財政局長通知で示されているが、それらは財政活動を包括的に説明する指標であって、財政分析というよりもその自治体の政策選択の

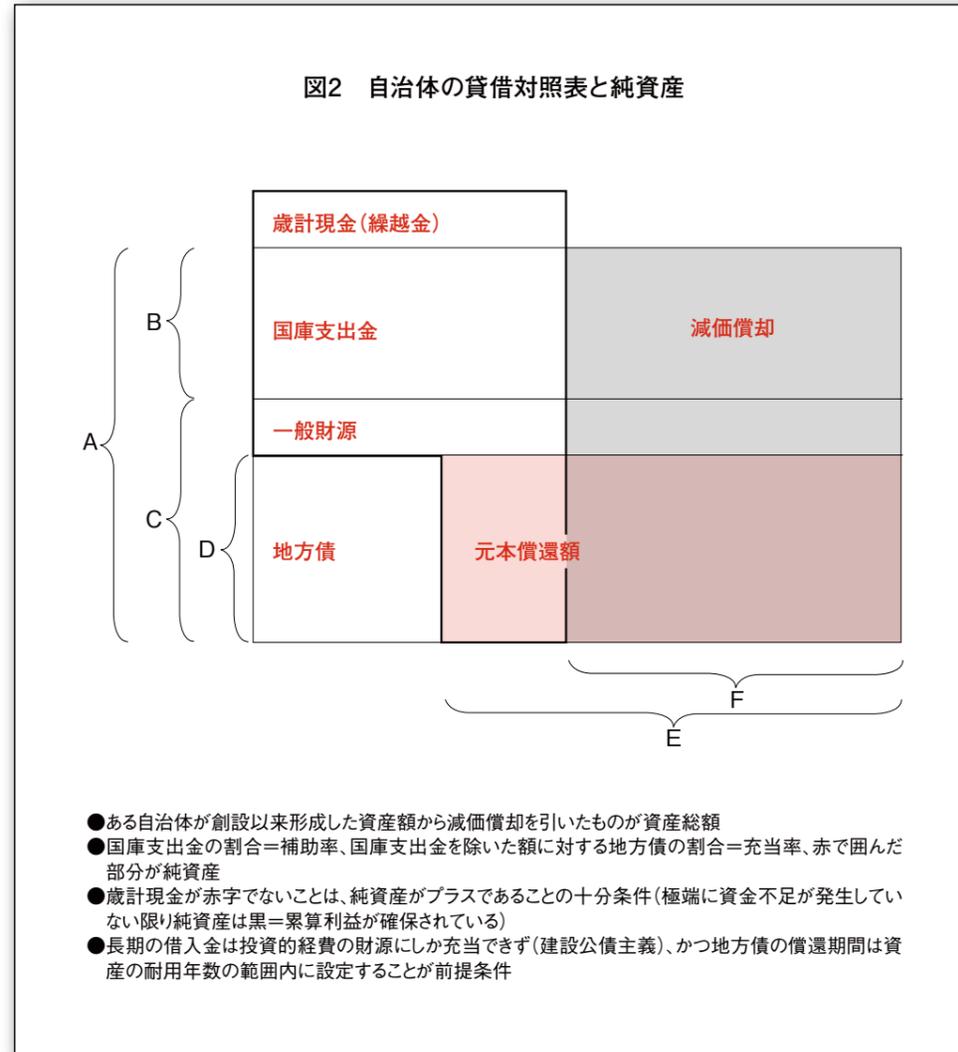
結果を示すものである。いわば、財政課ではなく企画課にとって使い勝手のある情報を提供するとイメージすればよい。

財務4表は財政状況の診断には思うほど使えないという声が自治体の財政担当者からは聞こえてくる。民間企業であろうと自治体で

あろうと、①発生主義会計の意味で健全である、と同時に、②現金主義会計の意味で健全である必要がある。②の条件は、言うまでもなく資金収支が1年間および中長期で黒字であることを意味する。1年間の資金収支は、

実質赤字比率ないしは連結実施赤字比率で捕

図2 自治体の貸借対照表と純資産



現金主義会計における現金不足が生じやすいという状況になる。

発生主義会計で黒字基調となる理由は、地方財政法第5条で定める建設公債主義であることは意外に知られていない。図2は自治体の貸借対照表の概念図である。歳計現金を除く長方形は、その自治体が設立から現在までに形成した資産を表している(継承資産や負債はないものとして)。資産を形成する場合の主たる財源として、一般財源、国庫支出金、地方債があり、図2では財源の内訳を横線で示している。形成された資産に対して、貸借対照表であるので、当然、減価償却が認識される。図2では右から左方向に次第に減価償却が進むとしている。従って、自治体の資産は償却されない資産と、歳計現金(繰越金にあたる)の合計であることになる。

図2は、資金収支が赤字でない(歳計現金がゼロ以上である)ことが、自治体の貸借対照表が債務超過にはならない十分条件であることを示している。その前提条件は、地方財政法第5条が定めている建設公債主義と償還期間が耐用年数を上回らないとする規定に基づいている。すなわち、建設公債主義の下では、減価償却に比べて前倒して財源を投入するので、発生主義会計の意味では財政状況は

健全でも、資金不足が生じやすく、現金主義会計の意味で財政状況が悪化する懸念があることを意味する。つまり自治体が現金主義会計だけで財政運営ができてきた理由は、建設公債主義にある。自治体の財政問題は現金主義会計の側面が発生するので、自治体の財政担当者は、財務4表が財政診断にそれほど使い勝手がないと見ることにつながる。

ちなみに、図2でAに対するBの割合は、補助事業と単独事業の総額に対する補助金の額であり、Cに対するDの割合は、地方債の充当率を意味する。またEに対するFの割合も、地方債の償還期間の設定の仕方による。従って、総資産に対する純資産の割合は、以上の3つの比率に依存するが、それらは制度的な枠組みで決まることから、自治体間で値にそれほど差がないことにつながる。

財務4表における当期利益その累積額(にあたるもの)は、直接的に財政運営の指針とならない反面で、健全化判断比率である連結実質赤字比率や将来負担比率などで、本来は発生主義会計である企業会計と一般会計などを結び付けるために、発生主義会計的な要素(解消可能資金不足額や退職手当引当金など)が持ち込まれていることに注意を要する。その意味で、自治体の財政担当者は発生主義会計と現金主義会計の「バイリンガル」になって、両者の接点について十分認識しておく必要がある。決して発生主義会計を無視し

捉できる。①の条件は、民間企業では1年間で当期利益が黒字であり、中長期でも黒字が確保できることを意味する。貸借対照表が債務超過でないことは、累積利益と資本金などからなる自己資産が黒字であることである。発生主義会計によって損益計算書や貸借対照表を作成し、当期利益や累積利益(にあたるもの)の大きさを見なければ、本来、持続可能性を診断できないはずである。

総務省方式改訂モデルや基準モデルにおける自治体の財務4表では、当期利益にあたるものは表されていない。自治体の主たる収入である地方税収入や地方交付税は、その自治体が提供する公共サービスの対価とはいえないので、費用に対応する収益ではないとする。利益計算にはなじまない。しかし財務4表の1つである純資産変動計算書の純資産とは、資本金がない自治体では、累積利益にあたるものであり、純資産の変動額は当期利益にあたるものに等しい。

現実には、自治体の財務4表では、純資産が赤字になる場合はほとんどない。それだけではなく、総資産に対する純資産の割合は6割程度と比較的大きな値となることが多い。当期利益にあたるものが単年度で赤字(すなわち純資産が前年度比でマイナスになっている)にならないわけではないが、それが長期にわたって続くことはなく、通時的にはプラスである。従って、自治体は発生主義会計の意味では黒字または黒字基調である反面で、

いいわけではない。誌面の制約で触れないが、自治体の財政分析に関する筆者の見方は、例えば「月刊 地方財務」(ぎょうせい刊)の2008年9〜11月号で示している。

議会の役割の増大

健全化法は自治体の財政健全化に対して、住民を代表して執行者を監視する責務を持つた議会に大きな役割を期待している。議会は今まで以上に財政健全化に責任を担うこととなった。最も先進的な例である岐阜県多治見市の財政健全化条例は、財政状態が悪化すれば議会が市長に対して健全化を促す仕組みが発動される。議会の原始的な役割が、執行者の課税権の乱用の防止であるとする、財政健全化はそれに準じる本源的なものといえる。また健全化法は監査委員に対して、健全化判断比率が適切に算出されているかのチェックを求めている。自治体の作成する決算が正しいことが前提にできないという発想に転換した結果である。

財政健全化を進めるにあたって、何をもちて財政が健全であるかを見なすかについては意外に難しいところがある。発生主義会計による決算書の整備は不可欠であるとしても、それを促すだけでは議会として監視の役割を果たしたとはいえない。近年では、議会が自ら財政診断を行うとする例があるが、財政分析の議論を深化させる必要性は高い。

地方公共団体財政健全化法の本格施行と自治体の取り組み

総務省自治財政局財務調査課長

諸橋省明



はじめに

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、健全化法という）の施行に際し、昨年度は指標の算定や公表など、短い準備期間のなかで初めての作業に対応いただいたことを、まずもって感謝申し上げる次第である。また今年度からは、計画策定部分も含めて同法が全面的に施行されたところであるが、昨年の作業を踏まえて規定の明確化を図るなど、省令や告示を一部改正したところもあり、数値の正確な算定と分かりやすい公表にご尽力いただくようお願いする次第である。

指標の整備と情報開示

健全化法においては、決算提出後、速やかに、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率を、また公営企業については資金不足比率を、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することとされている。これは

計画の策定

(1)策定手続 図1・図2

不要と判断したというより、むしろ他の指標でその趣旨がある程度カバーされる一方で、健全化法の規制法としての性格などを勘案した結果と考えるのが自然であろう。したがって、財政分析に当たっては、他の指標も併せて用いることが必要と思われる。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準等以上である場合には、当該年度末までに、議会の議決を経て、「財政健全化計画」等を定めなければならない。また、計画を定めるに

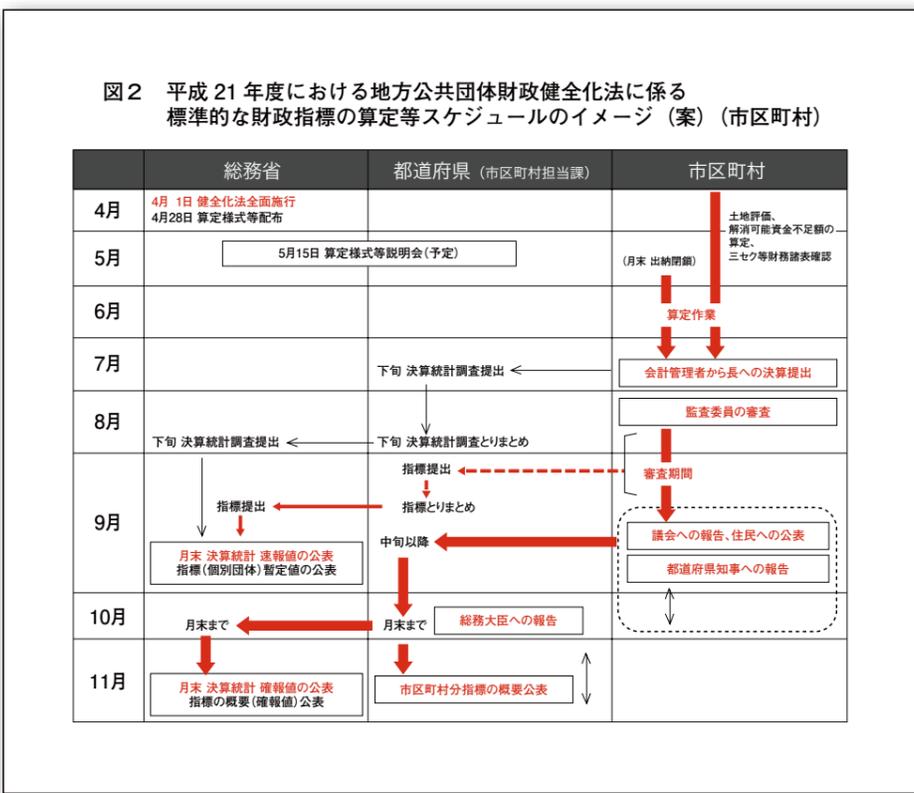
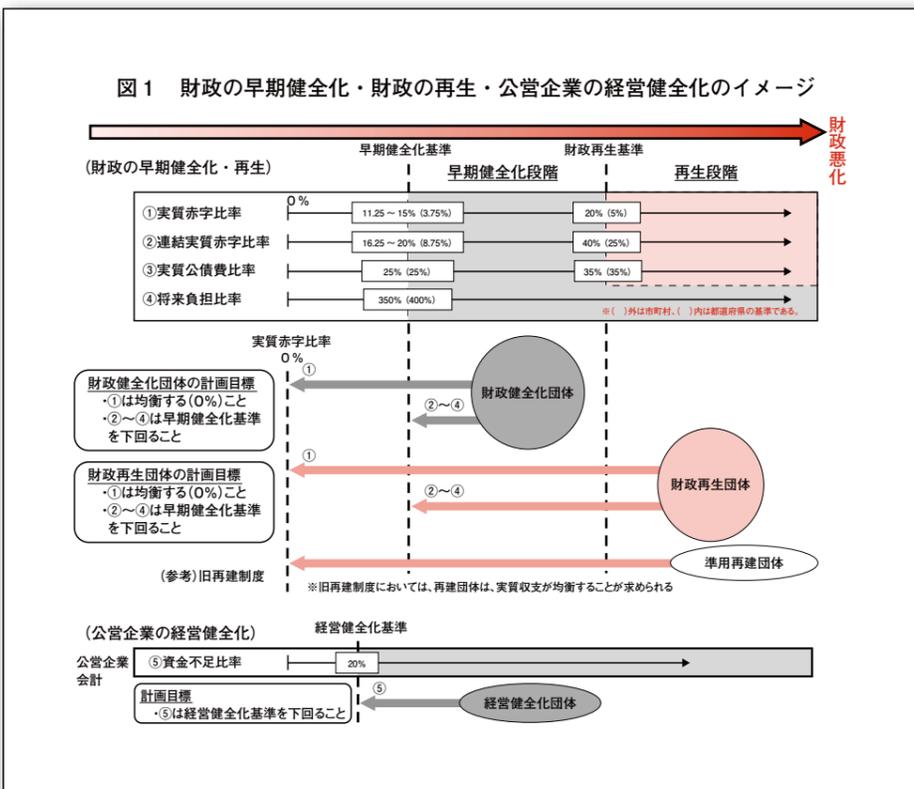
当たっては、あらかじめ、事務の執行について、監査委員に対し、監査の要求をし、併せて、理由を付して監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めなければならない。健全化法では、年度末までに計画を策定することとされているが、当該財政健全化計画

健全化法が、「地方公共団体の財政は、本来、住民やその代表である議会の監視の下にコントロールされ、健全性が確保されるべきである」と考えていることに由来するものであり、従って公表等は分かりやすいものであることが求められる。地方財政に関しては専門的な用語も少なくなく、また「経常収支比率」のように企業で使われる場合と分子・分母が逆転しているため、企業会計に親しむ人々にはかえって誤解を招くようなものもある。

結実質赤字比率に跳ね返る、あるいは「現時点で自治体が法的に債務を負っているわけではない」として後送りにされがちであった公社や三セクに係る損失補償についても、一定のルールに基づき将来負担比率の算定に加えられるなどといった工夫がなされている。他方このことから、それぞれの指標を理解するには、逆にそれぞれの項目に分割し、要因を分析することが不可避となる。なお、連結実質赤字比率が黒字であったとしても、ある会計の赤字を別の会計の黒字で埋めることは、一般に経費負担区分の原則に適合するものではないことは言うまでもない。

また健全化判断比率は、当該自治体の全体の財政運営上の問題を網羅的に把握しようとする視点から、多岐にわたる項目を全体として捉えている。健全化法が制定される背景の一つに、これまで一般会計以外の会計や公社・三セクなどの赤字が十分に明らかにされてこなかった、あるいはあまり大きな問題として捉えられてこなかったのではないかと、いう問題意識があったのであるが、健全化法では、例えば実質赤字比率を改善しようとして他会計への繰出しを削減しても、その分、連

さらに「数字」は、多くの場合、比較の中で理解される。一部の専門家を除けば、数字単体から読み取れる情報は少ない。公表等に当たっては、当該自治体における経年変化や類似団体との比較などの工夫が必要となろう。なお財政分析に関し、4指標だけでは必ずしも十分ではないと思われる。例えば健全化法は、経常収支比率を指標とはしていないが、



地方公共団体財政健全化法で 自治体経営をどう変えるか

有限責任監査法人トーマツ

森田祐司



等に即して当該年度の補正予算や来年度予算の調整が行われるべきものであり、また起債許可が必要な自治体については、当該計画の内容や実施状況等を勘案して、当該年度の起債許可が行われるものであることから、これらの時期を見越して計画を策定する必要がある。

(2) 計画の内容等

財政健全化計画等は、財政の状況が悪化した要因の分析結果を踏まえ、最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合には歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、その他の場合には、当該指標が早期健全化基準未満とすることを目標として定めることとされている。

先に述べたように、健全化判断比率は多岐にわたる項目を全体として捉えていることから、計画の策定に当たっては、当該指標が早期健全化基準以上となった要因を客観的かつ的確に分析し、その原因となった会計や事務

事業等を特定した上で、具体的事実関係を明らかにすることが肝要である。また財政の健全化について、自治体全体で総力を挙げて行政改革に取り組むことが求められるが、各会計ごとの取り組みを明らかにした上で、どの会計のどの取り組みが、どの程度早期健全化に寄与するのか、できるだけ具体的に明らかにする必要がある。その際、以前から取り組まれてきたもの、取組の内容を充実させるもの、新たに取組まれるもの等に区分し、早期健全化基準以上となった要因と関連付けて策定することが望ましい。

ところで、これまで行革と言うと、キャッシュフローを伴う歳出削減と歳入確保が主体となり、その時点で現金の支出を伴わないものについては、見過ごされるきらいがあった。たとえば、資本費については後年度の元利償還金としては認識されるが、減価償却を通して当該事業のコストとしては認識されにくい。

あるいは会議室など、使用料を支払って外部施設を借りる場合にはコストとして認識されるが、自己所有施設を使用する場合には、コストとして認識されにくい。しかし、仮に当該施設を売却して債務圧縮に充て、必要な時に外部施設を借りることを考えた場合、むしろそのほうが経済的な場合もある。健全化法においても、一部、発生主義的な要素を取り入れているところであるが、発生主義やストック、機会費用の考え方等についても視

野に入れ、財政の健全化に取り組むことが必要である。

おわりに

おわりに、すべての指標が早期健全化基準を下回れば全く問題がないということではないことを付言しておきたい。健全化法を「血液検査」と称する人がいたが、言い得て妙である。検査に引っかからなかったからといって全く病気がないと言い切れることはできないし、逆に引っかかったからといって、必ずしも直ちに重篤な病気であるというわけでもない。したがって、もし十分な分析もせず、単に健全化団体に該当したというだけで、今にも財政破たんといった過度にセンセーショナルな表現がなされるとすれば、それは筋違いといえるであろう。

財政の健全化だけが行政の目的であれば、それはそれほど難しいオペレーションであるかもしれない。行政にあっては、歳出を抑制しても企業ほど歳入に直接影響を及ぼさないため、サービス提供をしなければ一般に財政状況は好転する。しかし、これだけが自治体の役割であるとは思われない。最も重要なことは、財政上の問題を網羅的かつ早期に察知した上で、先送りすることなく情報開示や説明責任を十分に果たし、議会や住民の理解と納得のなかで地域経営を進めることではなからうか。

「数値に基づく経営」のスタートライン

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、健全化法という)はたった4種類(これに加えて公営企業法)の指標がある。の財政指標で、すべての自治体を、①財政の再生が必要な自治体、②財政の早期健全化が必要な自治体、③財政が比較的健全な自治体の3つのグループに区分し、①と②の自治体に対しては、財政再生計画または財政健全化計画の策定とその実行を通じた財政再生や財政健全化を迫るものである。特に財政の再生が必要な自治体になると、行政サービスの低下により受益を犠牲にする一方で、税や利用料金などの負担を増やしても財政再生を最優先に行政経営を行うことが強制される。

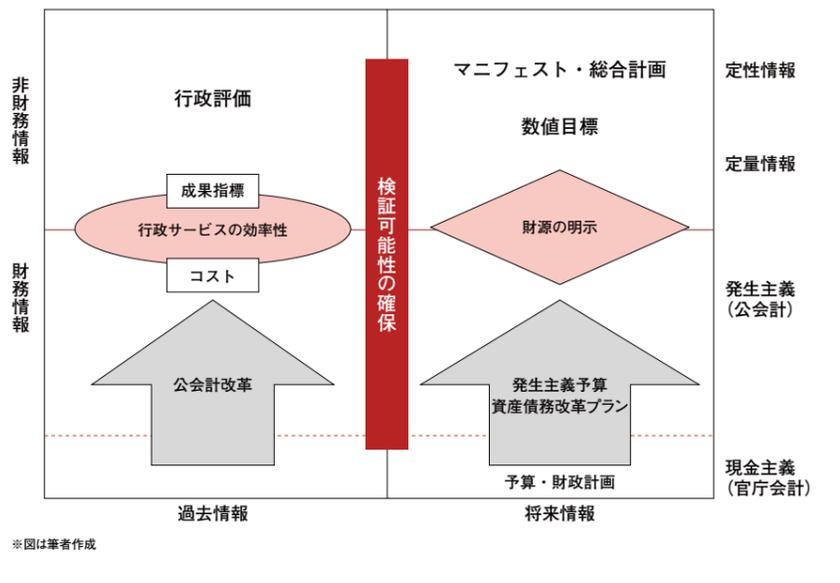
すなわち、健全化法においては、①や②の自治体は財政面において自治体経営の失敗と判断されるともいえる。

しかし、自治体経営の良し悪しを、財政面だけで、それもたった4種類の財政指標では

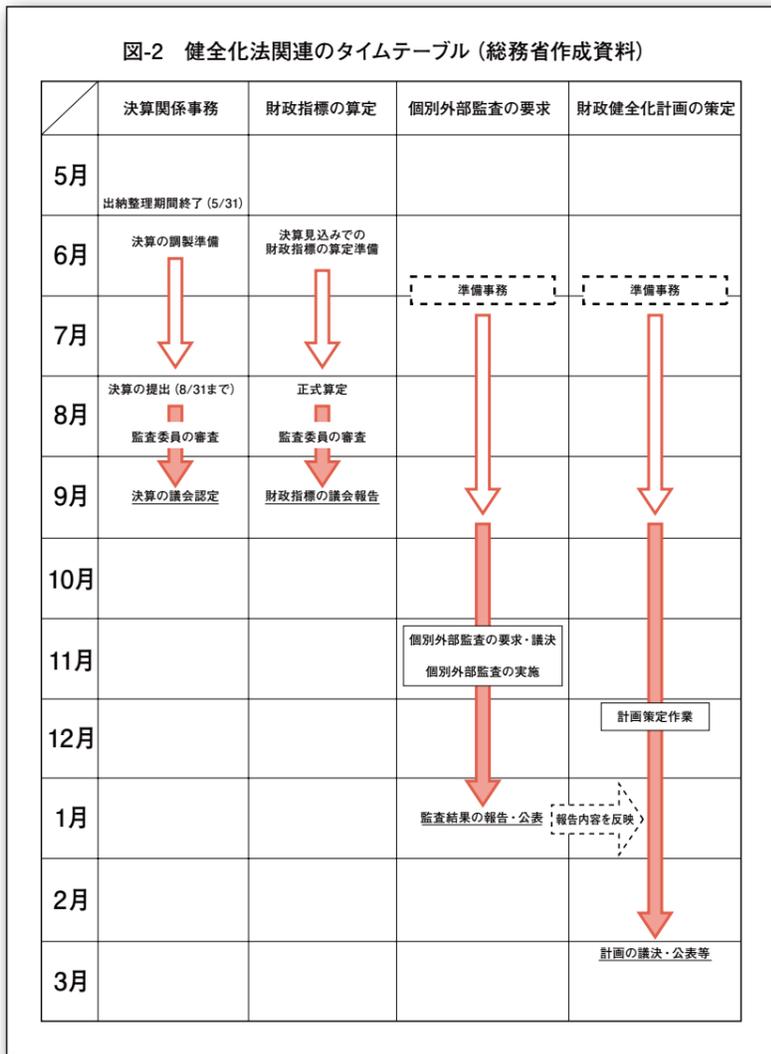
判断できるはずがないとの強い思いを持たれる市長も多いと思う。財政指標のみに目を奪われるのではなく、財政状態と行政サービス水準とのバランスや、将来を見越して進められた社会資本の整備状況とのバランスを考慮することは必須であろう。あるいは逆に財政指標は比較的良くても、行政サービス水準や社会資本整備の状況からして、決して自治体経営がうまくいっているとはいえない自治体もあるだろう。

自治体経営の状況が財政指標のみで判断できないのはそのとおりであるが、だからといって、あいまいな行政サービス水準や社会資本の整備状況を理由に、財政悪化を容認し、負担増による痛みを先送りすることは許されない。今般の健全化法は、自治体経営の一面

図-1 自治体経営情報の全体像



※図は筆者作成



してきたことについて、監査委員の責任を追及した動きは聞こえてこない。

監査委員が自治体の決算書に加えて、健全化判断比率の信頼性を保証するという本来の重要な責任を果たすためには、その専門性と独立性の確保を再度点検する必要がある。そして、どのような審査手続を実施し、その結果どのような結論に至ったのかを文書化して審査証拠として整備しておかなければならない。いわば「監査の説明責任」を果たす必要が

あることを再認識する必要がある。

しかしながら、監査委員が健全化判断比率の信頼性についてすべての責任を負うのではなく、まず一義的な責任は市長にあることは言うまでもない。ルールに従って適切な算定ができるように、担当部署での専門能力を持った職員の配置や、内部チェック体制を整備する責任が市長にあるのである。

健全化法は「監査」という機能を活用して健全化判断比率の信頼性の確保を行うことを求

めているが、これは健全化判断比率に限ったことではない。経営意思決定に用いられ、また議会・住民などに説明される経営情報の信頼性を確保することの重要性について、健全化法を契機として再認識し、内部統制の整備と監査の充実を促進することが求められるのである。

ところで、健全化法では、財政健全化計画などの策定に当たって、市長は財政健全化などのために改善が必要と認められる事務の執行について、地方自治法に定められた個別外部監査を要求しなければならないと規定されている。具体的には、まず市長が財政健全化などのために改善が必要な事務を特定しなければならぬ。すなわち、健全化判断比率の悪化の原因分析を行った上で、その原因と考えられる事務・事業について、3Eの観点から踏まえて、外部の専門家の見解を財政健全化計画などに反映させようとするものである。

この点で、健全化法に基づく個別外部監査は、前述の健全化判断比率の監査でもなく、また、健全化判断比率の悪化の原因がどの事業にあるのかを指摘するものでもなく、ましてや、財政健全化計画などの妥当性を監査するものではないことに留意が必要である。

(注)本文中、意見にかかわる部分は私見であり、筆者の属する法人・研究会などの見解ではないことをお断りしておく。

以上

である財政状態で、かつ4種類に限定された財政指標ではあるが、まずは「客観的な数値」を基礎として今後進むべき自治体経営の方向性を検討するという「経営の基本」をすべての自治体に求めているという点を忘れてはならない。

「経営の基本」を踏まえることにより、「より確に財政状況を判断し説明するためには、健全化法による財政指標以外の財務情報が必要である」という判断が行われることもあるうし、行政サービス水準については、数値化された非財務の経営情報の充実が必要になるとの判断も期待できる。その意味で、健全化法は自治体が「経営」を行うきっかけを与えているといえる。

健全化判断比率と新たな公会計情報

すべての自治体は、財政健全化法が全面施行される本年度中に新地方公会計制度の導入を要請されている。これは健全化判断比率のみならず、新地方公会計制度から得られる情報を加えて、より統合的・多面的な財務情報を自治体経営に活用する環境整備が狙いであるととらえられる。

健全化判断比率、特に将来負担比率については新地方公会計制度の考え方と多くの共通している。例えば、連結という考え方がある。一般会計や特別会計といった自治体本体の将来負担見込額のみならず、地方三公社や第三セクターなどに対するものまで含めて

一般会計などの将来負担見込額を算定することとしている。また、債務負担行為による支出予定額や退職手当支給見込額など、本年度までに将来の支出の要因が発生した事項を将来負担に算入するといった発生主義的な考え方も導入している。

新地方公会計制度は、現金のみならず、公有財産などの固定資産や、売却可能資産、貸付金、未収金といった将来資金化可能な資産全体をとらえ、その財源としての負債や純資産の状況をストック情報として提供し、さらには、行政コストや財源調達状況などのフロー情報とリンクして、自治体の財政状況についての統合的な財務情報を提供するものである。

従って、健全化判断比率に加えて、新地方公会計制度が提供する財務情報を総合的に活用することで、連結ベースでの財政状態の把握や、資産債務改革、コスト効率化などを進めていくことが可能になると考えられる。例えば、地方公営企業で資金不足比率が悪化した場合、企業債などの長期債務の発行による資金調達で資金不足比率は改善する。しかし、これは短期の資金繰り状況が改善したに過ぎず、経営そのものが改善したわけではない。そのような場合には、新地方公会計制度で作成される貸借対照表で債務管理を行うとともに、損益計算書で費用収益の状況を把握して経営効率化を検討しなければならない。

これは、1つ2つの計器と有視界飛行の時

健全化法における指標審査の重要性

健全化法は、財政再建団体の制度から半世紀ぶりの大改革といわれるが、改革点の最も重要な一つは、健全化判断比率が基準値以上となれば、適用申請などの判断や手続なしに、自動的に財政健全化計画などの策定義務が生じる点であると言える。特に財政再生計画の策定義務が課せられるということは、自治体の権限が制約され国主導の財政再生のスタートを意味することから、指標値の正確性は非常に重要である。

そこで健全化法では、指標値の正確性を確保する重要な機能を監査委員が果たすように制度設計されている。

もちろん、これまでも監査委員は、決算審査などで自治体の財務情報の信頼性を保証する機能を課せられてきたが、残念ながらその重大な責任について、住民をはじめとして十分な認識があったとは言えないのではないかと。その端的な事例として、夕張市の財政破たんにおいて不適切な会計処理が原因となっ

新地方公会計制度導入による 浦安市の取り組み

浦安市長 松崎秀樹



分かりやすい財政情報の提供を目指して

平成10年11月、市長に就任してすぐ職員に指示をした一つに、バランスシートの作成がある。公会計に慣れなかった職員に、経営という感覚がいささか不足していると感じたからだ。当時は、まだ旧自治省によるバランスシートの作成方法も示されていない状況であった。こうした中で、浦安市では、できるだけ限り企業会計に近づけるために、全職員が一丸となって一つの財産の洗い出しを行って償却資産台帳を作成し、これを毎年更新しながら財務諸表の作成に結び付けてきた。

こうした独自の取り組みにより、平成13年12月に、「浦安市のバランスシート」と題した財政報告書を発行した。この報告書が、本市の年次財政報告書（アニュアル・レポート）の始まりであり原型となった。そして翌年には、バランスシートに加え、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書を作成し、平

成14年12月、「浦安市の財政に関する報告書2001」という年次財政報告書（アニュアル・レポート）の発行となった。この報告書の中では、（財）施設利用振興公社および土地開発公社を含んだ連結ベースでのバランスシート、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書を作成し、公表したところである。そうした中で、平成18年5月に総務省の研究会（「新地方公会計制度研究会」）の報告書が公表された。そこで、本市では、この報告書等を踏まえて、平成17年度決算による新しい形式の財務書類4表を試作した。財務書類4表を作成するための財務データは、従来から作成している財務諸表と基本的には変わりが無いが、財務諸表に表示された科目の集計範囲が違ったり、新たに「純資産変動計算書」が加わったりして、形式などには違いが生じるようになった。

平成18年度の財務諸表は、総務省が公表した新地方公会計制度に可能な限り近づけて作成した。本市の特徴として、既に資産調査を

新地方公会計制度が財政健全化に果たす役割

新地方公会計制度の導入は、これまでの企業会計的手法の取り組みの延長線上に積極的に位置づけてきた。従来から作成してきた3つの財務諸表が、新地方公会計制度では4つ

表1 連結貸借対照表 (BS)
(平成20年3月31日)

| 区 分 | 平成19年度 | | 区 分 | 平成19年度 | |
|---------------|-------------|--------|----------------|-------------|--------|
| | | (構成比) | | | (構成比) |
| 【資産の部】 | | | 【負債の部】 | | |
| 1. 金融資産 | 48,521,246 | 6.0% | 1. 流動負債 | 7,168,163 | 0.9% |
| 資金 | 4,347,028 | 0.5% | 未払金及び未払費用 | 369,677 | 0.0% |
| 金融資産(資金を除く) | 44,174,218 | 5.4% | 賞与引当金 | 266,100 | 0.0% |
| 債権 | 5,197,205 | 0.6% | 預り金(保管金等) | 817,085 | 0.1% |
| 有価証券 | 203,450 | 0.0% | 公債(短期) | 5,115,214 | 0.6% |
| 投資等 | 38,773,563 | 4.8% | 短期借入金 | 600,088 | 0.1% |
| 出資金 | 63,055 | 0.0% | 2. 非流動負債 | 56,910,068 | 7.0% |
| 基金・積立金 | 37,182,374 | 4.6% | 公債 | 39,005,757 | 4.8% |
| その他の投資 | 1,528,134 | 0.2% | 借入金 | 5,922,497 | 0.7% |
| 2. 非金融資産 | 763,175,066 | 94.0% | 退職給付引当金 | 11,957,495 | 1.5% |
| 事業用資産 | 221,804,703 | 27.3% | その他非流動負債 | 24,319 | 0.0% |
| 有形固定資産 | 219,932,657 | 27.1% | 負債合計 | 64,078,231 | 7.9% |
| 無形固定資産 | 1,842,284 | 0.2% | 【純資産の部】 | | |
| 棚卸資産 | 29,762 | 0.0% | 財源 | 6,301,202 | 0.8% |
| インフラ資産 | 541,370,363 | 66.7% | 資産形成充当財源 | 64,735,236 | 8.0% |
| 資産合計 | 811,696,311 | 100.0% | その他の純資産 | 676,581,642 | 83.4% |
| | | | 純資産合計 | 747,618,080 | 92.1% |
| | | | 負債・純資産合計 | 811,696,311 | 100.0% |

表2 連結行政コスト計算書 (PL)
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

| 区 分 | 平成19年度 |
|----------------|------------|
| 【経常費用】 | |
| 1. 経常業務費用 | 40,470,516 |
| ①人件費 | 17,740,072 |
| ②物件費 | 8,666,620 |
| ③経費 | 12,185,087 |
| ④業務関連費用 | 1,878,737 |
| 2. 移転支出 | 24,910,040 |
| ①他会計への移転支出 | |
| ②補助金等移転支出 | 9,106,559 |
| ③社会保障関係費等移転支出 | 14,476,872 |
| ④その他の移転支出 | 1,326,609 |
| 経常費用合計(総行政コスト) | 65,380,556 |
| 【経常収益】 | |
| 経常業務収益 | 9,307,863 |
| ①業務収益 | 6,995,331 |
| ②業務関連収益 | 2,312,532 |
| 経常収益合計 | 9,307,863 |
| 純経常費用(純行政コスト) | 56,072,693 |

表3 連結純資産変動計算書 (NWM)
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

| 科 目 | 平成19年度 |
|------------------|-------------|
| 【財源変動の部】 | |
| 前期末残高 | 658,819,816 |
| 当期変動額 | |
| I. 財源変動の部 | 3,881,477 |
| 1. 財源の使途 | -66,295,316 |
| ①純経常費用への財源措置 | -56,072,693 |
| ②固定資産形成への財源措置 | -4,590,493 |
| ③長期金融資産への財源措置 | -1,319,238 |
| ④その他の財源の使途 | -4,312,892 |
| 2. 財源の調達 | 70,176,794 |
| ①税収 | 40,632,959 |
| ②社会保険料 | 4,345,591 |
| ③移転収入 | 16,040,067 |
| ④その他の財源の調達 | 9,158,176 |
| II. 資産形成充当財源変動の部 | 19,771,501 |
| 1. 固定資産の変動 | -3,887,696 |
| ①固定資産の減少 | -14,130,825 |
| ②固定資産の増加 | 10,243,128 |
| 2. 長期金融資産の変動 | 864,974 |
| ①長期金融資産の減少 | -454,313 |
| ②長期金融資産の増加 | 1,319,288 |
| 3. 評価・換算差額等の変動 | 22,794,223 |
| ①評価換算差額等の減少 | -1,073,560 |
| ②評価換算差額等の増加 | 23,867,783 |
| 当期変動額合計 | 88,798,264 |
| 当期末残高 | 747,618,080 |

表4 連結資金収支計算書 (CF)
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

| 区 分 | 平成19年度 |
|-----------------------|------------|
| 【経常的収支区分】 | |
| I. 経常的収支 | |
| 1. 経常的支出 | 58,498,839 |
| ①経常業務費用支出 | 33,588,799 |
| ②移転支出 | 24,910,040 |
| 2. 経常的収入 | 70,913,886 |
| ①租税収入 | 41,201,140 |
| ②社会保険料収入 | 4,263,811 |
| ③経常業務収益収入 | 9,408,868 |
| ④移転収入 | 16,040,067 |
| 経常的収支 | 12,415,047 |
| 【資本的収支区分】 | |
| II. 資本的収支 | |
| 1. 資本的支出 | 7,190,464 |
| ①固定資産形成支出 | 5,871,227 |
| ②長期金融資産形成支出 | 1,069,238 |
| ③連結の範囲の変更を伴う出資・出捐支出 | |
| ④その他の資本形成支出 | 250,000 |
| 2. 資本的収入 | 339,087 |
| ①固定資産売却収入 | 17,400 |
| ②長期金融資産償還収入 | 71,688 |
| ③連結の範囲の変更を伴う出資・出捐償還収入 | |
| ④その他の資本処分収入 | 250,000 |
| 資本的収支 | -6,851,377 |
| 基礎的財政収支 | 5,563,670 |
| 【財務的収支区分】 | |
| III. 財務的収支 | |
| 1. 財務的支出 | 20,955,786 |
| ①支払利息支出 | 1,532,397 |
| ②元本償還支出 | 19,423,389 |
| 公債費(元本分)支出 | 5,133,990 |
| 借入金元本償還支出 | 578,864 |
| その他の元本償還支出 | 13,710,536 |
| 2. 財務的収入 | 15,910,893 |
| ①公債発行収入 | 1,871,500 |
| ②借入金収入 | |
| ③その他の財務的収入 | 14,039,393 |
| 財務的収支 | -5,044,893 |
| 当期資金収支額 | 518,777 |
| 期首資金残高 | 3,828,252 |
| 期末資金残高 | 4,347,028 |

表5 施策体系別セグメント情報 (費用・収益情報)

(単位:千円)

| 区分 | 健康福祉都市 | 市民文化都市 | 快適環境都市 | 安全都市 | 産業都市 | 計 | 共通 | 連結 |
|---------------|------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|-----------|------------|
| 【経常費用】 | | | | | | | | |
| 1. 経常業務費用 | 12,956,235 | 8,552,326 | 4,067,895 | 4,887,991 | 166,420 | 30,630,867 | 9,839,649 | 40,470,516 |
| ①人件費 | 6,265,605 | 3,909,544 | 1,138,108 | 2,807,986 | 120,021 | 14,241,264 | 3,498,808 | 17,740,072 |
| ②物件費 | 1,564,797 | 2,914,828 | 538,907 | 1,199,564 | 2,315 | 6,220,411 | 2,446,209 | 8,666,620 |
| うち減価償却費 | 812,480 | 2,226,286 | 25,833 | 308,913 | 0 | 3,373,512 | 374,811 | 3,748,323 |
| ③経費 | 4,671,436 | 1,237,138 | 1,753,787 | 834,320 | 42,046 | 8,538,727 | 3,646,360 | 12,185,087 |
| ④業務関連費用 | 454,397 | 490,816 | 637,093 | 46,121 | 2,038 | 1,630,465 | 248,272 | 1,878,737 |
| 2. 移転支出 | 22,728,642 | 332,138 | 1,318,839 | 279,335 | 100,918 | 24,759,872 | 150,168 | 24,910,040 |
| ①補助金等移転支出 | 8,290,248 | 223,336 | 87,241 | 264,370 | 100,918 | 8,966,113 | 140,446 | 9,106,559 |
| ②社会保障関係費 | 14,427,617 | 41,741 | 0 | 0 | 0 | 14,469,358 | 7,514 | 14,476,872 |
| ③その他の移転支出 | 10,777 | 67,061 | 1,231,598 | 14,965 | 0 | 1,324,401 | 2,208 | 1,326,609 |
| 経常費用合計 | 35,684,877 | 8,884,464 | 5,386,734 | 5,167,326 | 267,338 | 55,390,739 | 9,989,817 | 65,380,556 |
| 構成比 | 54.58% | 13.59% | 8.24% | 7.90% | 0.41% | 84.72% | 15.28% | 100% |
| 【経常収益】 | | | | | | | | |
| 1. 経常業務収益 | 3,431,152 | 948,643 | 3,120,007 | 1,501,848 | 45,513 | 9,047,163 | 260,700 | 9,307,863 |
| ①業務収益 | 3,324,720 | 315,831 | 2,748,689 | 584,136 | 4,085 | 6,977,461 | 17,870 | 6,995,331 |
| ②業務関連収益 | 106,432 | 632,812 | 371,318 | 917,712 | 41,428 | 2,069,702 | 242,830 | 2,312,532 |
| 経常収益合計 | 3,431,152 | 948,643 | 3,120,007 | 1,501,848 | 45,513 | 9,047,163 | 260,700 | 9,307,863 |
| 構成比 | 36.86% | 10.19% | 33.52% | 16.14% | 0.49% | 97.20% | 2.80% | 100% |
| 純経常費用(純行政コスト) | 32,253,725 | 7,935,821 | 2,266,727 | 3,665,478 | 221,825 | 46,343,576 | 9,729,117 | 56,072,693 |
| 構成比 | 57.52% | 14.15% | 4.04% | 6.54% | 0.40% | 82.65% | 17.35% | 100% |

の財務諸表となったが、基準モデルに基づく財務書類作成の基礎は、既に浦安市が行ってきた企業会計的手法により確立していたものである。

新地方公会計制度は、資産・債務改革を主導するものであるとされている。浦安市が毎年作成している年次財政報告書では、行財政運営の結果として健全な財政状況が確保されていることをさまざまな財務情報で表現している。例えば、個別の資産の具体的な取得価額や減価償却後の簿価をリストアップして、それらの資産の老朽化などをチェックすることができる。また、資産整備に充当した市債などの債務について、個別の資産との関連で残高や利率、償還期限などの情報を分かりやすく開示している。そして、これら資産の内容である各施設(総合体育館や特別養護老人ホームなど)の行政コストとその利用状況に関する情報を提供している。

これらの情報の開示は、市民や議会などからのチェックを受けるためにも必要なものであり、浦安市の財政健全化が強固なものとして継続するための重要な仕組みと考えている。

基準モデルによる財務書類4表の開示と併せて、従来から年次財政報告書により開示している次のような経営指標や資産・負債の状況、またセグメント別情報などをさらに整備し充実させることが、財政健全化への羅針盤になるものである。

①早期警戒指標としての「債務返済能力」

「債務返済能力」は、市全体の債務を行政活動によるキャッシュ・フローで返済した場合に何年で返済できるかを表す指標で、平成19年度決算では、4.2年であった。その変動に留意することが、将来世代への負担の増大に対する警戒につながるものと考えられる。この指標は浦安市独自の指標であるが、資金収支計算書では「基礎的財政収支(プライマリーバランス)」も重要な指標である。

②資産・負債の内訳の公表

主要な施設ごとに建物や構築物などの取得価額や帳簿価額を公表することにより、資産の価値に関する情報を開示している。これらの資産と関連付けて市債などの債務に関する情報を併せて提供している。

③セグメント別情報

施設別行政コスト等の状況と併せて、基本構想で示した5つの施策体系・目指すべき都市像ごとに資産・負債や行政コストの状況を開示している。

新地方公会計制度導入の必要性とその活用について

近年、社会経済状況をはじめ、自治体を取り巻く環境は、目まぐるしく状況が変化してきている。このような大きな転換期に首長がかじ取りを誤ったら、その自治体の運命はどうなるであろうか?しかし、たとえ方向を誤ったとしても、情報をきちんと公開してい

れば、市民の皆さんに方向を修正していただくことができるし、私も、この情報を基に、市民の皆さんに説明責任を果たすとともに、説明責任をも果せるものと確信している。

こうした中で、私は、平成13年12月に、他市に先駆け企業会計的手法を導入した本市の年次財政報告書を発行した。その後も、いち早く新地方公会計制度における基準モデルを採用して、年次財政報告書を発行してきた。この報告書は、私の説明責任を果たす財政に関する情報の宝庫となっている。

ここで強調しておきたいことは、何故、企業会計的手法を導入しなければならぬのか、ということだ。私は、バランスシートを作成することは、市民の皆さんをはじめ、外部からの評価を受けるためのスタートラインに立つことに過ぎないと思っている。民間企業でさえ会計基準が大きく変貌してきているのは、市場、特に海外の市場からの信頼を得なければ企業自体の存続にかかわるからである。国際会計基準に素早く対応している企業は、それだけで高く評価されるのではないかと思うが、自治体も同様だと思う。地方債の市場調達を例に挙げれば、資金調達のため財政の透明性をより高くしなければならなくなる。

そこで、自治体の資産公開が必要になってくる。バランスシートを作成していない自治体、市場が理解できない形(旧総務省方式)もまさにこれにあてはまると思う)で作成している自治体は、市場から、ひいては市民から信頼されない自治体と考えられても仕方がないのではないかと思う。

浦安市では、平成12年度決算から民間企業並に貸借対照表を作成するとともに、減価償却費や退職給与引当金繰入などの発生主義ベースのコストを把握し、行政コスト計算書を作成してきた。その結果、実際のコストがどれだけ個別の収益によって回収されているかが明確となり、全体として、または施設別に、どれだけ剰余が、発生主義ベースで生まれているか、または一般財源が投入されているかを確認することができた。これにより、行政サービスの提供にあたり、より効率的なコストの水準はどれくらいであるかを十分に検討する有効な資料を取得・提供することが可能となった。また、平成19年度決算からは、新たに、行政活動を一定の政策目的に沿って分析・評価できるように、市の事業を政策目的別に分割して作成したセグメント別情報(政策目的別財政情報(表5参照))を追加した。

今後とも、確立した会計基準に基づき、他市との比較も交えながら、本市の財政状態をよりの確に把握し、財政運営に反映させる一方で、市民の皆さんへの説明責任を果たしていきたいと思っている。

小さくても真珠のように輝き 笑顔はじけるまちを目指して

木田久主一
鳥羽市長

プラス思考で断行する行財政改革

国際観光文化都市(全国12都市)でもある鳥羽市は、伊勢湾に面した風光明媚な土地柄で知られる。世界的な真珠養殖発祥地であり、新鮮な魚介が四季を通じてとれる。さらに、戦国時代に九鬼(鳥羽)水軍が本拠地とした答志島のほか、坂手島、菅島、神島など豊かな自然と歴史に彩られた有人離島が4つある。有力な観光資源を持たない都市から見れば、うらやましい限りの環境である。

鳥羽市への観光客はリピーターが多いが、それはいろいろな意味で、リゾート地としての満足度が高いことの証明といえるだろう。

しかし、鳥羽市にも、そうしたまれな環境・風光を有するからこそ独自の課題がある。現代の都市に共通する幾つもの課題もある。

「現在の鳥羽市にとって最も大きな課題の一つは、人口減少の歯止めです。しかし人口減少の背景には、地域の産業不振をはじめ、長

年にわたって蓄積され絡み合ってきたさまざまな要因があります。

例えば基幹産業である観光には、市内の全就業人口の7割近くが何らかの形でかわっています。今も年間500万人もの観光客があるのは誇らしいことですが、平成3年の700万人をピークに入込客数はかなり減少しました。そういう意味ではまちづくり全般の見直しが必要です。私はそうした観点から、平成17年春の市長就任以来、厳しい行財政改革を断行する傍ら、少ない予算でも常にプラス思考を持ち、課題を一つずつ解きほぐすように取り組んでいきたいと考えて、これまで市政運営に臨んできました」

語るのは木田久主一鳥羽市長である。鳥羽市の人口は昭和35年の3万521人をピークに、特に平成14年以降は減り続け、今年2月時点で2万2775人となっている。一部の報道によれば鳥羽市には今後、三重県で最も人口が減る自治体との予測さえあると



「私は今年4月に市民の新たな負託を頂き、2期目の市政運営をスタートさせました。1期目の4年は本市の長年にわたる懸案事項の解決の糸口を導き出すための時期で、私自身、市長としての精力の大半をそこに傾けてきた思いがあります。2期目はその経験を踏まえ、懸案事項のさらなる解決とともに、新しい元気のもとを構築していきたい」

当面の人口減少対策については後に述べるが、それらすべての課題の解決に向けた基盤は言うまでもなく行財政改革にある。1期目の市政で木田市長はまず効率的な行財政運営

の観点から集中改革プランを策定した。44名の職員を減らし、毎年1億5000万円程度の人件費削減を実現したほか、市長、副市長、教育長のボーナスを10%カット(これまでに7回)した。同じく課長職の5%カット(6回)、職員の3%カット(2回)のほか、収入役廃止などの経費削減、広報誌への有料広告導入など新たな収入源確保にも努めた。

中でも大きな効果が今後も見込まれるのは、平成19年度から実施している入湯税だ。入湯税徴収については、観光業者の反対もあったが、既に年間1億9000万円もの税収増を実現し、業者や市民の理解を得ている。

高速船の投入と新たな交通体系の確立

財政面での引き締めを厳格に実施する一方、例えば離島部への唯一の定期交通手段である市営定期船には平成19年度、20年度と2年連続でハイテク高速船を建造・投入するなど、思い切った予算の使い方もしている。

高速船の名称は「きらめき」(平成19年就航)と「かがやき」(同20年就航)。バリアフリー法にも準拠したアルミ合金製・双胴型のスマートな船体を持つ両高速船は、もちろん離島観光振興の目玉ともなる。しかし、それ以上に年間を通じた離島定期船航路の運航効率化に意味がある。

離島部は市内でもとりわけ過疎化、高齢化が進みつつあるが、今も人口の約20%が暮らす。市営定期船は島で暮らす人々にとっては



大漁旗たなびく勇壮な漁港風景(答志島)



鳥羽湾を疾走する高速船「かがやき」「きらめき」はバリアフリー対応の浮き桟橋で乗降





白い磯着の海女たちが海の幸を奉納する「しろんご祭り」(7月・菅島)

会場の場を創出する事業だ。すなわち昨今「官製婚活」などとも呼ばれ、各地で盛んになってきた「自治体主催お見合い事業」の先駆けと言ってもいいだろう。

だが木田市長は「本市の花嫁対策事業を婚活とは言いたくない」と語る。鳥羽市の花嫁対策事業はマスコミが官製婚活と騒ぐようなイベント的な事業ではなく、基本的に鳥羽市の歴史風土を理解し、このまちで一生暮らしたいという女性しか対象にしない。昨年度までの19年間で86組が成婚するなど、参加者の本気度は高いのだ。



観光ボランティア、清掃ボランティアなど市民はそれぞれの得意分野で市民協働に積極的

や編成と、そのことによる船隻数の減少化、高騰する燃料費や人員削減などの経費節減に努めながら、経営改善を行うための措置」だと語る。

まさに「限られた予算だから何もやらないのではなく、少ない予算だからこそアイデアと知恵を駆使し、投入すべきところには積極的に、前向きに予算を使う必要がある」とする木田市長の方針を具現化した典型的な事業といえるだろう。

市営定期船については、これまでの本土側・佐田浜（鳥羽港）と各離島を放射状につなぐ航路だけでなく、各離島間を横に結ぶ循環便の実証運航も本年度から始まった。循環便には4日間有効の安価な周遊券も利用可能となり、観光振興への好影響が期待される。

市営定期船の運航効率化と活性化は、新たな交通体系などの構築を目指す「鳥羽市地域公共交通総合連携計画」の一環として企図された「鳥羽市コミュニティ交通システム」確立の命運も担っている。

「鳥羽市コミュニティ交通システムの構築は、市内の路線バスと市営定期船を一体的に機能させることに目的があります。さらに鉄道との連携も含め、市民の生活の足としてだけでなく観光振興にも寄与することが期待されます」（木田市長）

鳥羽市地域公共交通連携計画では今後、高速船の投入を皮切りに平成23年度まで、公共交通の経営健全化に向けた運航（運行）の効率

「特に平成12年度に専門のコーディネーターにプロデュースをお願いするようになってからは、事業としての一貫性が高まっただけでなく、大都市圏（大阪中心）での面接もより厳密なものとなり、女性参加者の意識は飛躍的に高まりました」（木田市長）

鳥羽市側の参加者も当初、若い女性と知り合う機会の極端に少ない離島部漁業従事者の未婚男性に限られていたが、平成18年度からは本土側の未婚男性も参加できるようになった。その背景には離島部に暮らす適齢期の若者が激減したことに加え、これまでの実績によって、結婚希望を持つ離島部の漁業従事者には、ほぼ花嫁が決まっているという実情もある。

本年度の同事業の予算額は約400万円。5月の事前協議に始まり、マスコミへの告知をはじめとする各種の準備を経て9月の面接、10月・11月の2回にわたるお見合い事業の実施、12月の最終実行委員会に至るまで約8カ月の長丁場である。鳥羽市における人口減少対策としての、同事業への力の入り方が如実に分かるだろう。

拡充が進む子育て支援・教育支援

人口減少対策はもちろん花嫁対策事業だけでは完成しない。各種子育て支援の拡充による若者たちの定着促進への努力も不可欠だ。花嫁対策事業で鳥羽市民となった女性たちにとっても、結婚後の子育て支援は大きな



菅島産サザエを使った「海物さざえ編バーガー」(観光客に人気の鳥羽新名物(とばー)の一つ)

化、効果的な情報発信による認知度向上、鳥羽市の特性に合った分かりやすい料金体系の構築などに向けた各種の事業および実証実験が計画されている。基幹産業である観光振興にも大いにかかわる事業であるだけに、今後の展開が注目される。

平成2年から続く「鳥羽出逢い応援事業」

鳥羽市の最大の懸案事項である人口減少対策について、鳥羽市は平成2年以来、ユニークな対策事業を実施してきた。現在の事業名は「海辺のまち鳥羽出逢い応援事業」という。大都市圏などから鳥羽市への嫁入りを希望する女性を招き、市内の独身男性に異性と出

関心事である。そんな子育て支援のユニークな事例として、民間活力を活用し、子育て世帯を応援する「とばっ子カード」事業が挙げられる。18歳以下の子どもを2人以上育てている世帯に発行される「とばっ子カード」の利用で、市内立地の協賛企業の割引サービスを受けられるなどの特典がある。

木田市長は「この事業の拡充には課題も多く残されていますが、今後民間のさらなるご協力を頂き、より魅力ある事業にしていきたい」と語る。

さらに鳥羽市では各種子育て支援予算枠の設置、夜間診療の開始、妊婦一般健康診断の公費負担2回から5回への増加のほか、本年



人口減の有力な歯止め策「鳥羽出逢い応援事業」は出会いの場づくりからスタート



答志小学校(答志島)の隣に完成した屋内運動場(コミュニティアリーナ)

計画の基本理念です。観光振興の基本法であるとともに、これはまさに観光が基幹産業である本市ならではの、市民協働のまちづくりに関する基本法であるともいえるでしょう」(木田市長)

木田市長が年来の懸案事項の一つとする、鳥羽港と背後地の整備を一体的に進める「鳥羽マリンタウン21」事業も、来年度には港湾部の整備を終える。平成23年度中には鳥羽の海を体感できる施設、離島の生活をサポートする施設、市民と観光客が交流できる施設を兼ね備えたマリンターミナルも完成する予定だ。このハード面における事業主体は三重県だが、完成後の施設群をどのように生かすかについては、鳥羽市のセンスが問われることになる。



離島に暮らす人々のアイデアを生かしたエコツアーが大人気(写真は自然水族館)



港湾部の整備が進むマリンタウン21の工事現場

だが観光基本計画の策定経過に見られるように、市民協働による観光立市への歩みは既に始まっている。従来の観光的な意味での中心地区だった臨海部から少し離れた鉄道駅周辺地区の活性化も、公募市民により平成17年に立ち上げられた「とばみなとまちづくり市民協議会」が主体となって進め、臨海部と中心市街地を結ぶ回遊コースの確立が図られようとしている。離島部では島の魅力を島に暮らす人々が発信しようという気運が高まり、複数の市民団体がエコツアーやバリアフリーツアーなどを企画・実施している。

「人口2万3000人足らずの本市には47の町内会があり、それぞれが非常に結束力を誇っています。かつてはその結束力の強さがみんなで何かをやるうとするときの障壁にな

鳥羽市の基幹産業である観光振興については、平成19年度に策定された「鳥羽市観光基本計画」が基盤となる。冒頭に述べたように国際観光文化都市でもある鳥羽市はまさに観光資源の宝庫だ。だが観光に訪れる人々の価値観の多様化とともに、宝庫の活用の方方も、よりアクティブであることが求められる時代となった。

市民協働によるまちづくりと観光振興

9月からは中学3年生までの子どもの医療費無料化も開始。特別支援学級介助員の完全配置、就労の困難な障がい児(者)のための就労継続支援事業所「海の子」の開設など、子育て支援においても限られた予算の中で、さまざまな工夫が凝らされている。

離島対策も含めた教育面での事業では、屋内運動場のなかった答志小学校(答志島)の隣に、待望久しい屋内運動場(コミュニティアリーナ)もこの春、完成した。

「本土側における10年ぶりの小学校(鳥羽小学校)建設とともに、教育面では答志小学校隣のコミュニティアリーナも地域の方々大いに喜んでいただけました。『小さくても真珠のように輝く鳥羽市』を実現するには、市の未来を担う子どもたちの育成が何より大切です。さらにその前提として、親御さんたちが安心して子育てできる環境を整備することは、何をおいても行うべき行政の最重要課題の一つだと考えております」(木田市長)

することもありました。しかし、観光基本計画の策定やまちづくりへの参加などを通じて、本市市民は今、鳥羽のまち全体にとって何が一番いいかという視点に立ち、行政とも一体となって次世代に誇れる鳥羽のまちを築こうとの気概に満ちています。私もまた鳥羽のために何ができるかを常に念頭に置きながら、2期目の市政運営に精力的に臨んでいきたいと考えております」(木田市長)

小さくても真珠のような光沢を放つまちの実現を目指し、鳥羽市民および行政は今、風を切って伊勢湾を快適に進む高速船さながらに「きらめき・かがやき」つつ、大いなる「次への第一歩」を踏み出したといえるだろう。

(取材・文 遠藤 隆)



市民協働が進む駅周辺のまちづくり

観光入込客数の急激な落ち込みの中、そのことに気付いた行政や業者、市民の積極的な議論の結果として策定された「鳥羽市観光基本計画」には、単なる観光振興のためのビジョンだけでなく、市民が地域に誇りや愛着を持ち続けられるような地域ビジョンも同時に示されている。

「昭和29年の市制施行以来、本市が観光についての基本計画を策定したのは今回が初めてのことです。行政や観光事業者、市民などのさまざまな主体がそれぞれの役割を担い、連携しながら基幹産業である観光振興を図り、それをまちづくり全般の進路とも多角的にかかわらせていこうとするのが鳥羽市観光基本



先進の機能美に満ちた鳥羽小学校建設は教育関係者注目の事例

日本で一番住みたいまち塩竈を目指して

はじめに

宮城県のほぼ中央に位置する塩竈市は、松島湾に浮かぶ浦戸諸島を除けばわずか4km四方という小さなまちです。しかしその歴史はともかく、奈良時代に国府多賀城の港として開かれ、伊達政宗など、各時代の権力者の保護を受けながら、鹽竈神社の門前町、東北有数の港町としてにぎわってきました。

特に明治以降は、早期の鉄道開通と港湾整備により港湾都市として、戦後は東洋一といわれた魚市場の水揚げでにぎわう水産物の一大供給基地として発展してきました。

食を生かしたにぎわいと活力あるまちづくり

国内有数の生マグロの水揚げを

して天然記念物である「塩竈桜」を贈ることになりました。現在この塩釜港に緑地護岸を整備中です。歌枕の地・塩竈にふさわしい修景を計画しています。

15分交通体系の確立

本市は、狭い市域に5万8000人が居住し、東北・北海道では人口密度が最も高いまちです。この狭い市域に4つの駅があり、仙台とは20分ほどで結ばれています。このコンパクトさと利便性を生かし、市内どこからでも15分以内に鉄道駅へ行くことができる15分交



まさに平安絵巻の「塩竈みなと祭」

誇る塩竈市魚市場には、秋口からメバチマグロが水揚げされます。厳選したものを「三陸塩竈ひがし」のブランドで全国に出荷しています。

また首都圏や仙台圏からのお客さまで行列ができる「寿司のまち」であり、かまぼこなど水産加工練製品の生産も全国一を誇ります。さらに門前町として栄えてきたことから、伝統ある銘酒や銘菓もあり、名実ともに「食のまち」です。

「みやぎ寿司海道」や「おいしおがま食べ歩き」などのイベントも実施しており、新たに首都圏でもプロモーションを展開し、「食のまち塩竈」の情報発信をしています。

また水産加工の新商品開発や浅海漁業産品のブランド化なども進め、食のまちの魅力をさらに磨き上げていきます。

通体系を実現しています。

まず、平成16年から運行を開始した「しおナビ100円バス」は、1時間1便ですが市内の4駅を循環し、1日1000人の利用客があります。また昨秋より路線バス空白地区で試験運行を開始した「NEWしおナビ100円バス」も、ほぼ満席で走り回っています。この取り組みにより、市内のほぼ全域が、歩いて5分ほどで路線バスに乗れるようになりました。高齢者の買い物や通院の支援、バス通勤への回帰を促しており、エコにもつながっています。

「のびのび塩竈っ子」に会えるまちづくり

子どもは、私たちに感動と喜びを与えてくれるとともに、まちの未来を担うかけがえのない存在です。本市では、親が安心して子どもを産み育て、子どもたちが伸び伸びと健やかに育つよう、地域社会が子育てを支えるまちづくりを進めています。

まず母子の健康増進のため妊婦検診の助成を14回に拡大し、経済的負担軽減のため乳幼児の外来医療費助成を小学校就学時まで引き

「鹽竈海道」を軸とした回遊空間の形成

「道そのものが博物館」として整備を進めてきた「鹽竈海道」が今秋完成します。歩道には「伊勢物語」や「奥の細道」など、塩竈ゆかりの文学作品や、紫式部をはじめとする都人100人が詠った「鹽竈百人一首」が曲水に沿って展示され、幻想的な「石灯り」は夜の街並みを演出します。

また本市中心部にあり、本塩釜駅に隣接する貨物ヤード跡地を、食住・商をキーワードにした「海辺の賑わい地区」として整備を進めています。この取り組みにより大型商業施設の中心部回帰が実現しました。また、遊覧船のターミナルまでの遊歩道や海辺のマンションなども完成し、駅前広場や建物の共同化など、本市の新たな顔とな

上げました。また子育てママのリフレッシュのため、一時保育の一部無料化や、放課後児童クラブの指導員を増やしています。そして、地域に根差した幅広い市民の参加と協力によって「塩竈っ子」の光り輝く笑顔に会えるまちにしています。

「塩竈力」の発掘 日本で一番住みたいまちへ

「足下に泉あり」。旧来の物事に

プロフィール

- ◆ 面積 17・86km²(島部3・70km²)
- ◆ 人口 5万8092人
- ◆ 世帯数 2万2072世帯



塩竈市長 佐藤 昭

- 〔将来都市像〕 海・食・人が活きるまち
- 〔まちの特徴〕 人口密度東北・北海道一、特定重要港湾、鹽竈神社の門前町、魚のまち、寿司のまち
- 〔特産品〕 生メバチマグロ(三陸塩竈ひがしもの)、水産加工練製品(かまぼこ)



- 〔観光〕 鹽竈神社、御釜神社、鹽竈海道、塩釜水産物卸卸市場、浦戸諸島(松島湾)
- 〔イベント〕 塩竈みなと祭、鹽竈神社帆手祭・花まつり、おいしおがま食べ歩き、しおがまさま神々の花灯り・月灯り、塩竈の醍醐味

とらわれず、発想を変えて、未来志向で取り組めば、そこに新しい可能性が見えてきます。

今こそ「塩竈力」として、食文化や門前町としての歴史、そして松島湾を望む風光明媚な風土を生かし、多くの知恵とアイデアを結集すれば、地域経済の活性化に大きくつながり、「日本で一番住みたいまち 塩竈」は必ず実現できるものと確信しています。

る中心市街地の再生が進んでいます。この「鹽竈海道」と「海辺の賑わい地区」が、鹽竈神社と中心商店街、観光棧橋を結ぶことから、交流人口の拡大につながる回遊軸となることを期待しています。

光源氏が愛でた「千賀ノ浦」の再生

嵯峨天皇の皇子で光源氏のモデルともいわれる源融公。風光明媚な塩竈の地をこよなく愛し、平安初期の京の六条に、千賀ノ浦(塩釜湾)を模した大庭園を築いたことから、塩竈は都人あこがれの歌枕の地となりました。また、この大庭園は日本庭園のルーツとも、光源氏の邸宅のモデルともいわれています。

本年3月、京都市下京区130周年記念としてシンポジウム「源融が結ぶ塩竈の縁」が開催され、私もパネラーとしてお招きいただき、下京区の皆さんと1000年の時を超えた交流を共にし、記念樹と

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

「活き活きじょうそう」を目指して、市民協働を柱にまちづくりを推進

はじめに

常総市は、茨城県の南西部に位置する水と緑に恵まれた田園都市です。鬼怒川と小貝川に挟まれた東部地域は、水田が続く豊かな穀倉地帯となっています。一方、洪積台地からなる西部地域は、畑地や平地林が広がるほか、白鳥の飛来地で知られる菅生沼などの豊かな自然にも恵まれています。またこの地域には、首都近郊の利便性を生かし、工業団地が複数立地するなど、本市の産業拠点にもなっています。交通の面でも、常磐自動車道やつくばエクスプレスに近く、平成24年には圏央道のインターチェンジが本市内に設置されることで、首都55km圏内の恵まれた立地条件から、今後ますます発展が期待されているところです。

市民協働に向けた新たな取り組み

本市は、平成18年1月に水海道市と石下町が合併し、新たに常総市としてのスタートを切りました。その後、常総市総合計画を策定、「健やかに ひとを育み みどり豊かなまちづくり じょうそう」を市の将来像と定め、市が直面しているさまざまな課題の解消を市民と共に図りながら、将来に向けた新しいまちづくりを目指しています。ここでその幾つかの取り組みをご紹介します。

市民協議会の開催

市民協議会とは、従来の審議会や市民委員会と違い、無作為に選ばれた市民がまちづくりの課題を討議して行政に反映させるという

もので、現在全国の自治体に広がりつつある手法です。

本市でも、市民参加のまちづくりを進める新しい試みとして、平成20年度から（社）水海道青年会議所との共催で実施しましたが、全国初の試みとして、実行委員や討議テーマも一般市民から公募する形を採りました。

住民基本台帳から無作為抽出した1300人の市民に参加を依頼したところ、多数の申し込みを頂き、抽選で30名を選出して行われました。18歳から74歳まで幅広い年齢層の方々が集まり、「高齢者が元気で自立したまちになるためには」をテーマに議論を重ね、後日、結果を報告書としてまとめました。

本市では、本年度以降もこの討議会を継続して実施し、市民からの提言を積極的に施策に反映して

いきたいと考えており、本年度は、水海道青年会議所に加え、市民団体である常総元氣塾も参加して、議論が重ねられることになっていきます。

じょうそう井戸端会議の開催

じょうそう井戸端会議は、市民の意見、提言などを幅広く市政に反映させ、開かれた市政の実現や市民参画による市民の目線に立ったまちづくりの推進を図る目的で、市長自らが公民館などに直接出向き、市民の皆さんと対話する形式で意見交換を行うものです。

本市が主催する住民説明会などと異なり、会場の確保から準備などすべてを、開催を申し込んだ団体の方が行います。また、参加人数も10〜30人までとし、市からも市長と書記1名だけの参加で、誰もが気兼ねなく発言できる雰囲気づくりに配慮しています。平成20年10月から実施に移し、本年6月末までに52回の開催がありました。



市民協議会からまちづくりについての報告書を受ける模様

参加者の方からは、「普段なかなか話す機会がない市長と直接会話ができる」と好評を得ています。

市民協働のまちづくり条例の制定

本市では、市民が市政に参加し、行政サイドと一緒にまちづくりを進める「市民と歩むまちづくり（まちづくり推進力の強化）」を施策の一つに掲げています。これを実際のまちづくりに反映させるため、「常総市市民協働のまちづくり推進条例」を制定しました。この条例制定に当たっては、「市民協働のまちづくり推進委員会」を設置しました

が、この委員会の委員は、一般市民の方であり、本市としては市民のみで条例を検討した、初の試みとなりました。

今後は、この条例に基づき、市民と行政が連携したまちづくりを展開し、魅力と活力のある地域社会の発展と新しい公共の創造に努めていくこととなります。

外国人の方への配慮

本市は、県内でもつくば市に次いで2番目に外国人登録者が多いまちとなっています。その数約5200人を数え、その大半をブラジル人が占めています。市内には、ブラジル人向けのスーパーや学校、教会、銀行などブラジル人が生活しやすい環境が整っています。そのため、外国人児童生徒が多い市内の3小中学校には、ポルトガル語ができる外国人指導補助員を配置し、教育面でのサポートも行っています。

当然、市役所にも各種の手続きを行うために大勢の外国人が訪れるのですが、大半は日本語が話せない方で、質問や説明が互いに理解し合えるまでに長時間を費やし、意思が伝わらないというケースが

数多く見られました。このような問題に対応するため、本市では本年度から市役所に通訳を配置し、外国人への対応が速やかに、円滑に進むように努めています。

おわりに

平成の大合併を経て、地方自治体は、地方分権や行財政改革の進展などを受け、新しい時代に対応

すべく努力をしております。しかしながら、今未曾有の経済不況にあって、厳しい財政運営に直面し、まちづくりを進める上でも一層の合理的、効率的な運営が求められています。他に誇れる特色あるまちづくりを進めるためにも、市民協働の力で知恵を絞り、力を合わせて住みよいまちを目指していきたいと考えております。

プロフィール

- ◆ 面積 123・52km²
- ◆ 人口 6万5793人
- ◆ 世帯数 2万834世帯

〔将来都市像〕 健やかに 人を育み みどり豊かな まちづくり じょうそう

〔まちの特徴〕 大小10の河川と菅生沼に代表される豊かな水辺と緑に恵まれた自然環境。首都近郊の恵まれた交通網を生かし、複数の工業団地が立地しながらも、近郊農業と調和する都市

〔市町村合併〕 平成18年1月、石下町



常総市長 長谷川典子



を編入合併し、水海道市から市名を常総市と変更

〔特産品〕 千姫釜飯、千姫どら焼き、せんべい、酒、だんご、いしげ結城紬

〔観光〕 水海道風土博物館「坂野家住宅」、水海道あすなろの里、長塚節の生家、弘経寺

〔イベント〕 水海道千姫まつり、常総きぬ川花火大会、一言主神社秋季例大祭、篠山木挽き唄全国大会、石下ふるさとまつり・かかしコンテスト、ふれあいなんでも一番さがし

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

「伝統と創造、粋なまち桐生」の 実現を目指して

はじめに

桐生市は、群馬県の東南部に位置し、東毛地域を構成する中核都市として豊かな自然と伝統のものが織りなす、ゆとりと潤いのあるまちづくりを展開しております。北は日光連山に連なる足尾山地につながり、市街地には渡良瀬川と桐生川の清流が流れ扇状地を形成し、人口集中地区になっております。また、平成17年6月には、勢多郡新里村と黒保根村との合併により、名峰赤城山の最高地点が市域となり、森林都市と水源都市もまちづくりの目標の一つとなっております。

本市の一つの顔は「織都」であり、古く奈良時代から養蚕業・絹織物業が発達し、桐生織の産地として「西の西陣、東の桐生」と並び称されてまいりました。江戸・天保年間には日本初のマニユファクチュアを導入し、明治・大正・昭和初期にかけて日本の基幹産業として発展し、外貨の獲得に貢献しました。現在も、製糸、捻糸、染織、縫製など、繊維に関するさまざまな技術が集積して残っており、この絹織物業によってはぐくまれた高い技術が下地となり、パチンコ産業や自動車部品産業などで幾つもの優良企業が誕生しました。

次に、本市の顔の二つ目は「球都」です。平成11年夏の全国高等学校野球選手権大会において桐生第一高校が群馬県勢として初めて全国制覇を達成しましたが、同校は現在、春夏合わせて12回の甲子園出場を果たした名門校であり、プロ野球界にも多くの選手を輩出してまいりました。

ております。また、桐生高校は戦前から甲子園出場の常連校で古豪と称され、名将稲川監督の指導の下、春の選抜高等学校野球大会で準優勝2回、通算出場も26回を数え、多くの名選手と優れた指導者を輩出し、日本の野球界に貢献しております。

桐生市新生総合計画のスタート

合併した新里地区と黒保根地区との一体的なまちづくりを推進するため、平成20年度に新たなまちづくりの指針として「桐生市新生総合計画」を策定しました。

この計画では、まちづくりの基本テーマを「信頼、責任、積極性」とし、桐生・新里・黒保根の3地区すべての市民が、信頼の強いきずなで結ばれ、市民一人一人が責



森林浴の森百選、水源の森百選にも選ばれている桐生川源流林

に近年、急激に少子・高齢化が進み、徐々に社会経済活動や社会保障制度などへの影響が顕在化し、今後も同様な傾向が続くと予測されます。そこで、このような状況に対処するため、市民の総力の結集による「市民が主役のまちづくり」を基本として重点施策を定め、優先的に取り組むことにしました。

市民が主役のまちづくり

本年度の重点施策は、「子育て支援」による子どもを産み育てる環境の充実、「元気なまちづくり」による活力とにぎわいのあるまちづくりの推進、「安全・安心なまちづく

り」による安全で安心して住めるまちづくりの推進、「市民との協働」による市民とのパートナーシップの充実の4施策を柱とし、予算を編成いたしました。

これらの施策の中で、桐生地域の特徴ある事例としては、一つは本市の本町一、二丁目地区に残る江戸末期から昭和初期に至る、蔵造りや町屋、のこぎり屋根工場などの歴史的建造物と桐生新町が創設された約400年前の都市計画である「町割り」を地域の歴史や文化を伝える町並みと一体として保存するため、文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区」の指定を目指して、地域住民と連携を図りながら取り組んでおります。

平成20年度には、東京大学と長岡造形大学の協力により、歴史遺産の調査を実施し、9月市議会において「伝統的建造物群保存地区条例」を制定いたしました。また、本年度は7月1日から、本町一丁目に「伝建まちなか交流館」を設置し、伝建群制度の説明や保存計画に関する相談受付などを実施しております。今後は、こうした地域の財産を活用した広域的観光ルートの構築を図り、地域の活性化につな



市内に200軒以上点在する「のこぎり屋根工場」

げていきたいと考えております。

次に、本市には群馬大学工学部があり、同大学は、大正4年に桐生高等染織学校として誕生しその後、桐生高等工業学校、桐生工業専門学校と変遷し、昭和24年に群馬大学として発足して今日に至っております。このような経緯から、群馬大学を核とした元気で活力あるまちを実現するため、「まちの中に大学があり、大学の中にまちがある」推進協議会の活動をはじめ、

経済産業省が推進する産業クラスター計画との連携の下、「北関東産官学研究会」の活動支援を中心に、新技術の開発や新産業の育成を目指し、群馬大学との産学共同研究に対する助成や中小企業支援、ベンチャー企業の育成に取り組んでおります。

桐生のまちには今も、伝統のものがけりと粋の文化が息づき、皆さまのお出掛けをお待ちしております。

プロフィール

- ◆ 面積 274・57km²
- ◆ 人口 12万7002人
- ◆ 世帯数 5万66世帯

〔将来都市像〕 伝統と創造、粋なまち桐生

〔まちの特徴〕 渡良瀬川・桐生川の清流と豊かな緑に恵まれた、歴史と伝統が息づくまち

〔市町村合併〕 平成17年6月13日、新里村、黒保根村を編入合併



桐生市長 亀山豊文



〔特産品〕 桐生織、桐生うどん、ソースカツ丼、キノコ、キュウリ、ブドウ、アジサイ、豚肉

〔観光〕 桐生が岡遊園地・動物園、県立ぐんま昆虫の森、利平茶屋森林公園、わたらせ渓谷鐵道

〔イベント〕 桐生八木節まつり、にいさと薪能、桐生ファッションウィーク、桐生市堀マラソン大会、桐生天満宮古民具骨董市

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

市民協働のまちづくり推進を図る

私のマニフェスト

「人と自然に優しい瑞穂市づくり」事業

平成19年6月の就任からはや2年がたちました。この就任選挙のころ、いわゆる政策公約(マニフェスト)が選挙ビラという形で法的に解禁となり、市民の皆さんに契約のできる、まさに地方分権の幕開けともいえる画期的な選挙戦となり、その結果、市政のかじ取りの信託を受けました。

私のマニフェストである「人と自然に優しい瑞穂市づくり」に示した24の政策と瑞穂市総合計画をすり合わせ、一つ一つの事業を評価システムのマネジメントサイクル「立案(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)」を活用し、市民サービスの向上に努めています。この総合計画の基本計

画の柱と私のマニフェストをリンクさせた生活の基盤整備事業を確実に実行しています。

昨今は定着しつつありますが、このマニフェストには実施年度が明記されており、定例議会開会のたびに、また市のホームページにも進捗よく状況を示しています。これは、透明性、公平性のある行政推進を行いたいと考えているからです。

実施年度を示すことは、職員の理解・協力がなくては推進できません。職員の意見も取り上げ、議会とも十分に議論していく姿勢で取り組んでおります。

まずは私のマニフェストに示した事業に対して、「信念実行」の姿勢で取り組み、進捗よく状況を見ていただき、市民の皆さんからの信頼を得ることによって、まちづくりへの参加、協働への理解が得

られるものと考えています。

まちづくり基本条例の制定に向けて一人に優しく

本市の将来あるべき姿を示し、一人一人がふるさと瑞穂への誇りと愛着を持ち、住みよいまちづくりに参加してもらうための行動目標として市民憲章を制定しました。これに伴い、これを柱にさまざまな事業を展開することが可能となり、深い感慨に思いをはせているところです。

市民憲章の制定だけでは、市民協働のまちづくりには当然発展しないわけであり、具体的に市民の皆さんが主体となり、まちづくりに参画するための第一歩として、まちづくり基本条例の制定に取り組んでいます。市民の皆さんの意見を聴きながら、策定のプロセスそのものがまちづくり参加の場

あるという意識の下に進めていきたいと考えています。現在、庁舎内の職員によるまちづくり基本条例推進会議ワーキングチームにて素案を策定し、瑞穂市まちづくり基本条例推進会議に示して、市民の皆さんに検討していただき、まちづくりの協働作業を皆さんと共に進めたいと考えております。

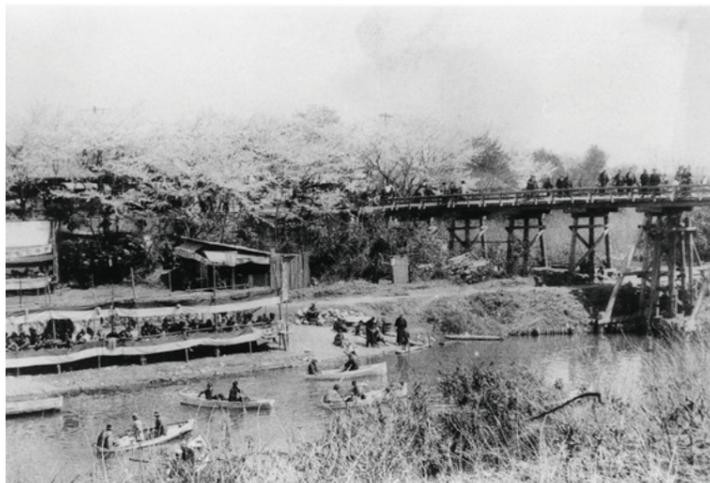
既に多くの自治体では、まちづくり基本条例が策定され、本市が後発であることは認識しています。地理的な要因にて水害と闘い続けてきた長い歴史を振り返ると、まちの形成に時間がかかってきたことも事実です。かつての治水対策、道路整備重点の施策が功をなし、人口も増え、福祉・医療・教育・環境へのニーズが多くなってきた昨今、ソフト事業への民意を反映させていく仕組みが重要となります。

より現実的なみんなのマニフェストです。基本条例の約束を守るようお互いが努力し合うことが、市民協働のまちづくりにつながるものと思います。

水と緑の回廊計画 桜の苗木植樹事業～自然に優しく～

人と自然に優しいまちづくり事業として、水と緑に恵まれた美しいまちづくりを目指し、水と緑の回廊計画を進めています。この計画の理念は、これまではごくくんできた自然を大切にしながら、さらにより多くの自然を後世に残そうというものです。

本市では、市内を一級河川が16本も貫流するという特徴を活かし、河川の公園整備・ポケットパークの充実を今までも実施してきました。この回廊計画は、市の木である「桜」を植樹して、市内の施設を桜の線でつないだ回廊を形成するものです。現在市内には、1300本の桜の木がありますが、3カ年で



伐採前の藍景堤の桜(昭和8年当時)

2000本の植樹を計画し、平成20年度より実施しています。かつては、「藍景堤(らんけいとい)の桜」として中部地方随一の桜の名所であった糸貫川右岸の吉野桜3000本は満州事変後、戦争のため薪材として伐採されてしまいました。この幻の「藍景堤の桜」を再現しようと戦後植えられた桜が現在のものです。このように、市民には桜への愛着が大変深いものがあります。

また、地球温暖化対策として平

成25年度までに温室効果ガス排出量を削減することにおいても緑化事業は大切なことと認識しております。

結びに

本市は、東海道本線穂積駅があ

り、国道21号線が横断する交通至便の地です。このため、人口は平成15年5月1日の新市誕生以降も出生数・流入数ともに毎年増加をたどっています。人口減少、少子化、高齢化が社会問題化する中で本市の直面する課題は特異かもしれません。

今後の市の方向性を見定め、決定し、理想的な居住空間の実現に向けた市民協働の行政運営に全力で取り組んでいく所存であります。

プロフィール

- ◆ 面積 28・18km²
- ◆ 人口 4万9203人
- ◆ 世帯数 1万7023世帯

〔将来都市像〕快適で住みよい、活力を生み出す創造都市

〔まちの特徴〕市内には16本の一級河川が北から南に向かって流れており、その面積も市全体の20%を占めている水に恵まれた環境です。



瑞穂市長 堀 孝正



〔特産品〕柿(富有柿)、バラ、サボテン

〔観光〕小簾紅園、伊久良河宮跡、興禅寺(川崎平右衛門の墓)、牛牧閣門、中山道美江寺宿跡

〔イベント〕美江寺観世音のお蚕祭り、観音院の大ちようちん(千日参り)、和宮の例祭、桜まつり、美江寺宿場まつり、汽車まつり

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

風格都市栗東の再構築を目指して

財政危機を乗り越えるために

栗東市は古くは街道として東海道・中山道、今日では国道1号・8号があり、また名神高速道路栗東ICの開設などにより交通の要衝として多くの産業系機能が立地するとともに、JR手原駅、JR栗東駅によって京都・大阪方面への通勤圏として大規模な住宅整備が進み、大きく発展してきました。人口減少が始まっている中で、2030年までは人口増加が続くと予想されている活気溢れるまちです。

また栗東といえば、日本中央競馬会栗東トレーニングセンターが所在する「競走馬のまち」として特に競馬ファンを中心に広く知られています。

加えて、不名誉に思っています。最近では「東海道新幹線新駅中止」と協働という形で共に役割と責任の自覚の下、情報を共有しながら力を合わせて進めていくことが非常に重要と考えます。

本市では既に地域住民が主体となり、それぞれの特色を生かしたさまざまなまちづくり事業を展開されていますが、この実績を基盤として整理し、基本的なルールとなる「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を本年4月に

問題」が大きくマスコミで報じられたことにより、全国的に知られることになりました。

このことを少し述べますと、昭和63年に滋賀南部地域の持続的発展を図るため周辺市町(後に県も加入)による新駅設置促進協議会の設立以来新幹線新駅設置に向けての取り組みが実を結び、平成14年4月に新駅設置が正式に決定しました。以後、駅予定地周辺の区画整理事業に精力的に取り組み、平成18年5月には新駅工事の起工式を終えましたが、いよいよ着工という段階になって現滋賀県知事の思わぬ方針転換を受け、具体的な議論ができないまま平成19年10月末をもって駅を造るというJR東海との協定期限切れとなって中止となりました。

同時に新駅を前提に進めていた土地区画整理事業も存在意義を失い、結局平成20年12月に当事業を取りやめることとしました。

「景観」にこだわったまちづくり

本市は、東海道・中山道の2つの街道が通過し、その沿道を中心に歴史や文化、古くからの町並みが残るとともに、市南部には全国森林浴の森100選に選ばれた金勝山系が広がる「緑と文化のまち」です。この豊かな自然、往時の街道文化をしのげる町並みといった、いわばまちの宝を次代に残していきたいという思いから、平成20年2月16日「景観行政団体」に移行するとともに、「百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画」「栗東市景観条例」を本年4月から施行しました。

現在、「栗東市街道百年ファンクラブ」によるネットワークづくりを基本に歴史街道を舞台としたさまざまなまちづくり活動の実践や、建築行為を行う際に、地域の景観特性や景観づくりの基本方針などについて話し合いを行う「風格づく

い、結局平成20年12月に当事業を取りやめることとしました。

これにより、地元関係者はじめ市民の皆さまの行政に対する不信が増大するとともに、本市土地開発公社が駅設置のために先行取得していた土地が利用目的を失った土地として信用力が著しく低下するなど「負の影響」は計り知れないものがありました。

このことが大きな要因となって市財政に致命的な打撃を与え、それがまたマスコミで取り上げられたことで一層市民にご心配を掛けざる事態となりました。

こうした状況をいち早く乗り越えて底力のある健全財政、安心安全で元気で住み良いまちづくりを取り戻すべく、早速「栗東市財政再構築プログラム案」を策定し、議会での検討、市内各所での市民説明の後、プログラム本案としました。

り会談、景観への取り組みの実践日「堂々!!りっとう景観記念日」、そして地域住民主体の「東海道ほっこりまつり」などの取り組みが既に行われています。このように、市民、事業者、専門家および行政の協働により、景観にこだわり、市民みんなが誇りを持てるまちづくりをさらに進めていきたいと考えています。

結びに

本年度は、本市にとって「栗東市財政再構築プログラム」の本格実施

プロフィール

- ◆ 面積 52・75km²
- ◆ 人口 6万4707人
- ◆ 世帯数 2万3796世帯

〔将来都市像〕夢と活力あふれるふれあい都市 栗東

〔まちの特徴〕北部には平坦な都市部が、南部には緑豊かな山地が広がる緑と文化のまち



栗東市長 國松正一



※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



これからの景観づくりについて話し合う「堂々!!りっとう景観記念日」座談会

を語る 6

葛城市(奈良県)

葛城市長 山下和弥

悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市、葛城市

葛城市の概要

葛城市は、平成16年10月1日に、北葛城郡新庄町・當麻町が合併して誕生しました。

大和盆地の南西部、奈良県の北西部に位置し、西の二上山、岩橋山、葛城山の山並みから山麓地域にかけて豊かな自然環境に恵まれ、



毎年5月14日に二十五菩薩が練り歩く聖衆来迎練供養会式

東には国道24号線や鉄道の駅を中心に商業地、住宅地が広がります。いにしえには二上山より葛城山と呼ばれ、その東側、葛城川流域を含めた地域が葛城地方とされ本市はその中心に位置します。

市の中央には現在の竹内街道といえる南阪奈道路が通り、葛城インターチェンジにて国道165号線大和高田バイパスにつながり大阪府との重要な玄関口の一部になっています。

観光資源としては、當麻寺、柿本神社、笛吹神社、二上山、石光寺、竹内街道の歴史的文化遺産を中心として、市内各地に古墳時代の遺跡や古い神社仏閣が点在しています。

當麻寺の5月14日の二十五菩薩来迎会「當麻おねり」、正しくは、

聖衆来迎練供養会式(しようじゅらいごうねりくようえしき)といい、

恵心僧都源信が大眾を浄土信導に導くために始めたもので、中将姫が生身のまま成仏した日に由来します。当日の午後、本堂を西方浄土に見立てて長い架け橋が渡され、極楽浄土から二十五菩薩に扮した人たちが、介添え役に付き添われて娑婆堂に進み、中将姫を蓮台に乗せて浄土へ導くというもので、来迎引接のさまを演劇的に表現したものです。

本市に初めてのマスケットキャラクター「中将姫蓮花ちゃん」誕生

新市ということもあり、本市の知名度は全国的には低いと言わざるを得ないのが現状です。そこで、本市を広く知ってもらおうと、こ



中将姫をイメージした本市公式マスケットキャラクター「蓮花ちゃん」

の「中将姫」をイメージした、マスケットキャラクターを作成しました。

来年、奈良県では「平城遷都1300年祭」が開催され、県内のさまざまな部門の方々が、多種多様な活動を展開されることになり、国民各層の多くの関心を集め、奈良県全体の活力・総合力を高めることとなります。

本市では、この国民各層が関心を寄せる「平城遷都1300年祭」のマスケットキャラクターで有名な「せんとくん」のガールフレンドという位置付けで、「中将姫」をイメージしたマスケットキャラクター「中将姫 蓮花ちゃん」を本市出身の漫画家、木下聡志氏の協力を頂き出現させ、「平城遷都1300年祭」をなお一層もり立て

ようにするものです。

「平城遷都1300年祭」に積極的に参加する本市としまして、このマスケットキャラクターは、単に観光都市葛城を全国にアピールするだけでなく、地域内にある地場産業のブランド化にも積極的に使用することにより、市民の協働意識と郷土愛を深めようとするものです。

新たな取り組み

「市民といっしょに新しいまちづくり」をビジョンに、本年度から市政について幅広い市民の意見を聴取し、また、市政に対する市民の理解を深めることを目的に「タウンミーティング」や、市長参加の「葛城市ふれあい集会」を実施しました。これらは、まちづくりに関する提言・要望、市民との対話を通し、市の行政運営の参考とするものです。また、以下の4つのビジョンをテーマにまちづくりに取り組めます。

- 「人づくりはまちづくり 子どもが笑う教育改革」
- 子どもを育てる親の視点で、働きながら子育てしている家庭をサポートするため、老朽化した市内

の公立保育所の建て替えを検討し、安心して子どもを預けられるよう一層の充実を図り、人員増加に対応するためにも、新たな学童保育所を新設し、働きながらの子育てを支援します。

「市役所を変える 変わります」

これは本年度から本市職員が民間企業においてその実務を経験することにより、職員の意識改革と職務能力の開発・向上を図るもので、これからの市行政施策や課題に対応できる人材育成を行うための民間企業などへの派遣研修を行います。また、市役所の仕事をすべて洗い直して、必要なもの、必要なもの、民間に任せるものなどに事業仕分けをしながら効率化を図ります。情報公開を徹底し、事業に優先順位を付け、無駄な事業をなくし、徹底した行財政改革を行い、公開すべきことはホームページなどで公開していきます。

「思い切った産業活性化と観光事業推進で観光都市宣言」

早くから露地ギクの生産地として知られる本市では、1本の茎に2輪ずつ咲く「二輪ギク」という品種の栽培が盛んで、その生産量は日本一を誇っています。地域の

人々の「ブランドを確立していききたい」という熱い思いから日本一の葛城ブランドの確立に向けて頑張っています。農業(酪農を含む)の活性化を図り、白キユウリ、ネギなどの野菜の栽培に力を入れ、都市近郊という地の利を生かしながら生計が成り立つ農業を目指し、地域地場産業を育成し、さらに葛城ブランドの確立を図っていきます。

プロフィール

- ◆面積 33.73km²
- ◆人口 3万6002人
- ◆世帯数 1万2730世帯

〔将来都市像〕悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市「葛城市」

〔まちの特徴〕古代の官道第1号である旧竹内街道を有し、国宝、重要文化財を包蔵し、中将姫ゆかりの當麻寺は、練供養やボタンの寺として有名。人麻呂ゆかりの柿本神社や重要文化財の博西神社などの名所・旧跡が点在し、古代葛城地域、白鳳文化の歴史・ロマンを秘めたまち。



葛城市長 山下和弥



- 〔市町村合併〕平成16年10月1日に、旧新庄町、旧當麻町が合併し、葛城市となる。
- 〔特産品〕ソーラーパネル、プラスチック製品、メリヤス製品、地酒、パルプ・紙製品
- 〔観光〕當麻寺、二上山、竹内街道、石光寺、柿本神社、葛城市相撲館、葛城市歴史博物館
- 〔イベント〕葛城市ぼたんまつり、岳のぼり、二十五菩薩お練り供養、葛城市納涼花火大会、けはやまつり、葛城市商工まつり

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。